

〈研究ノート〉

『ニューヨーク・タイムズ』に見る 幕末・維新期の日本

——対日認識の変遷とその背景を中心に

片桐圭子

はじめに

今から約150年前の19世紀前半、日本が国家として正式な交流関係を持っていたのは中国とオランダ、わずか2カ国であった。しかし現在、我が国はよくも悪くも全世界から注目を浴びる国際国家に成長し、逆に各国との外交関係を断たれては国家としての存続さえ不可能な状態にある。150年の時を隔てているとはいえ、日本を取り巻く国際環境の変化には目を見張るものがある。この大変化をもたらすきっかけを作り、日本を欧米を中心とする国際社会に組み入れた張本人ともいえる国が、アメリカ合衆国である。

周知のように1853年、ペリー提督は4隻編成の艦隊を引き連れて浦賀に入港した。日本にとっては言うまでもなく、アメリカにとっても、これまでほとんど接触のなかった国との正式な外交の起点となる、重要な出来事であった。⁽¹⁾

これ以降アメリカ側は、日本との外交関係の発展と共に、自分たちなりの対日認識を形成し、深めていく。これは当然の流れであるし、現在でも日米両国は、外交関係その他を通じて相互に認識を深め続けているのだらうと思う。しかしペリー来航から140年を経過した現在に至っても、日米両国が互いを正確に理解しあっているかという点、どうもそうではないらしい。しっかりした相互認識が確立されていない証拠に、国際的な秩序の改編があるたびに、歴史の節目が訪れるたびに、両国関係の在り方が模索されている。そこで私は両国関係の原点を見つめ直すことを提起したい。初心に戻るつもりで、双方がプラス志向で過去を振り返ってみる必要があるのではないだろうか。

もちろん先学諸氏の初期日米関係研究の成果は大きいですが、その多くは政治・外交の事実関係を追うことに終始している。本稿では両国関係の原点を見つめ直す際に、両国関係の成立がその起点においてアメリカ側に多くを負っていることを重視して、日米外交初期におけるアメリカ側の対日認識の変遷を追い、その変遷を生み出した要因を踏まえて変化の過程を再評価してみたいと思う。

史料としては、これまでに利用されてきた議会史料や外交官の日記などはあえて使わず、一試論として『ニューヨーク・タイムズ』を用い、外交文書から離れた新視点を設定してみたい。アメリカ人のコミュニケーション研究者で、現在日本で研究を続けておられるエドワ

ード・ポーラー氏は、その論稿において、幕末・維新期に発行されていた『ニューヨーク・タイムズ』と『ザ・タイムズ・オブ・ロンドン』両紙の日本関係記事索引をもって、「the West's window on developing Japan 開けゆく日本を見る西側の窓」であると言っている。『ニューヨーク・タイムズ』の創刊は、ペリー来日に先立つこと2年、1851年9月18日であるが、同紙はその創刊号からのインデックスを整備しており、それをひもといてみるとポーラー氏の言う「窓」がかなり大きく開かれていたことがわかる。日米間の外交関係はもちろん、日本社会の状況や日本国内の事件、自然環境、文化等、記事の内容は多岐にわたっている。では、その多岐にわたる事柄の中から、どのようなことを見いだすべきなのか。

「a barbarous people」——これは、⁽²⁾①1852年2月24日（嘉永5年2月5日）付『ニューヨーク・タイムズ』の、「Japan and the United States — Preparation for the Expedition 日本と合衆国——遠征に向けた準備」と題された社説の中で、日本人を指して用いられている言葉である。「barbarous」の語はもちろん、古代ギリシャ人が異民族を指して用いた蔑称、「barbaroi」に由来する。これに対して、⁽³⁾④1869年4月21日（明治2年3月10日）付の、「Japan — End of Struggle Between North and South 日本——南北間の混乱の集結」と見出しを付けられた記事においては、欧米諸国を、日本の「more civilized sisters」と言い、日本を欧米ほどではないものの、「civilized」された同胞であると捉えている。⁽³⁾17年間の日本との交流の中で、同紙の対日認識は、「barbarous」から「civilized」へと大変化したと言っよう。

本稿が同紙を史料として用いることで提起し得る新視点というのはこういった事柄であろうと思う。日米外交等の事実関係を知ろうとするなら外交文書を用いればよいのである。本稿が目すべきは、事実関係そのものではなく、個々の事実に対するアメリカ側の考え方や評価と言った、これまで用いられてきた公文書には現れてこない事柄だろう。

これらを念頭に置きつつ、上記の二つの記事、①から④の間を埋める1852年から1869年までの『ニューヨーク・タイムズ』を読み進めて行くと、当然のことではあるが、日米間の外交関係の進展や日本国内の状況の変化に応じて、同紙の日本に関する考え方や評価も変化しており、同紙なりの見方に基づいた幕末・維新期の世界史的な位置付けのようなものも読み取り得ることがわかる。「窓」の向こう側に立って日米関係を見直してみることが、日本近代史に新視点を提供する可能性は大である。

本稿では、以上のような問題関心にしたがって論を進めると同時に、『ニューヨーク・タイムズ』が日本近代史を研究するにあたってその史料たり得ることを実証することを、⁽⁴⁾副次的目的としたい。

第1章 ペリー来航から条約締結まで（武力否定期）

本章以降、武力行使に対する論調を軸にして時期を区切り、記事を引用しながら『ニューヨーク・タイムズ』の対日認識を読み取っていく。また、認識の背景についても私なりに考察していきたい。

第1節 対日武力行使・武力誇示に対する論調

既に前章で触れた①1852年2月24日（嘉永5年2月5日）付の記事は、『ニューヨーク・タイムズ』に登場する日本について述べた最初の社説である。この社説で同紙は、日米間に通商関係が成立することは両国にとって有益であり、通商関係の確立は有能な外交官によって武力を誇示することなく完了される可能性がある、という対日交渉についての考え方を示し（①-A）⁽⁵⁾、この考え方に基づいて、ペリー艦隊の派遣を平和的示威とは思えないと非難している（①-B）。

そして、

In treating with a barbarous people, some attempts should be made, we think, to obtain their confidence and good will, resorting to force.⁽⁶⁾

未知の国民との交渉においては、我々が思うに、彼らの信頼と好意を得る為は何らかの試みがなされるべきであって、武力行使はその後である。（①-C）⁽⁷⁾

さらに、

We detest the spirit which urges a powerful nation to adopt compulsory measures with a weaker.

我々は強国に弱者に対する強制手段を取ることを促すような（時代の=訳者）風潮を多いに嫌悪する。（①-D）

とかなり強い調子で武力行使に対する批判を行っている。

ペリーが平和裡に対日交渉を成功させたことを伝える④1854年6月13日（嘉永7年5月18日）の記事においても、『ニューヨーク・タイムズ』は、ヨーロッパ一番の外交官であってもこうはいかなかったと絶讃（④-A）、対日交渉は平和的に行うべきだという考え方は変わっていない。

第2節 武力以外の諸問題についての論調

この時期に現れている問題関心のうち興味深いもののひとつに、対日宗教政策を挙げることができる。

まず、『ニューヨーク・タイムズ』は②1852年4月24日（嘉永5年3月6日）の紙面に、対日交渉に際してアメリカ側の宗教不干渉の意志を日本側に理解させることも重要任務だ、と

述べられたオーリック提督への訓令の全文が掲載される。この訓令は、先に挙げた④の記事にも要約の形で再録され、宗教不干渉を印象づけることが実は最重要と見なされていたのだとコメントされている。⁽⁸⁾

また、⑤1855年3月31日（安政2年2月14日）の記事では、琉球・日本での伝道経験のあるベツテルハイム師が、両地における伝道状況に関する集会で、教区成立が外交関係確立に先んじれば、キリスト教宣教師の来日が純粹に布教目的で政府とは無関係だと実証できる（⑤-A）と述べたと書かれており、②・④の記事から読み取れる、政府や『ニューヨーク・タイムズ』の対日宗教政策に対する考え方、宗教家の立場にある人物の対日布教に対する考え方が、ともに自分たちの立場から政府の宗教不干渉を強調すべきことを主張しており、非常に興味深い。

実際の外交関係については、⑥1856年12月26日（安政3年11月29日）の記事で、外交交渉時の日本人について、疑い深く、嫉妬深く、スパイのようだとしつつも（⑥-A）、態度そのものは丁寧、紳士的だとしている（⑥-B）。さらに、アジアのどの国民よりはるかに優れていると高い評価を下し（⑥-C）、日本との交渉には高度な外交技術と才能が必要だと述べる。ハリスが仮条約締結に成功したことを伝える⑦1858年1月1日（安政4年11月17日）付の記事でも、日本政府の処置を友好的・協調的と述べ、この段階においては、日米関係全体について大いに満足できる状態だと考えていることが読み取れる。

鎖国政策についても⑥の記事で、イギリス艦が日本側の制止を振り切って長崎に入港し、自分たちの要求をすべて受け入れさせたことをもって、「the great scarecrow “Japanese exclusiveness” 鎖国というこけおどし」はもう存在しないと言い、⑦では、条約交渉の進展を伝えて、鎖国が終了したことは明らかだと述べている。

鎖国政策を破棄したと見た後の日本社会の状況については、⑨1858年11月20日（安政5年10月15日）の記事で、ハリスは将軍の前ではひざまずいて進むという習慣を拒否し、ハリスに続いて江戸を訪問したオランダ公使もひざまずくことをしなかったと伝え、日本は毎日に「liberal 自由主義的」になってきていると実感している。この記事⑨は、江戸公式訪問を中心に、ハリスのこれまでの日本滞在についてまとめた記事で、天皇と将軍にも言及しており、両者をそれぞれ「the spiritual Emperor at Miaco 都の精神的皇帝」、「the temporal Emperor at Yeddo 江戸の世俗的皇帝」と区別している。この段階において諸外国の目に映っている主権者＝「the Emperor 皇帝」は将軍＝大君であろう。従ってこの記事でも将軍の生活についてしばらく述べられた後、天皇についてはほんの数行触れられているに過ぎない。

第3節 この時期の対日認識とその背景

記事①を一読して明白なように、『ニューヨーク・タイムズ』は、日本人を指して「a bar-

barous people 未知の国民」、日本を指して「a weaker 弱者」という言葉を用いており、これがこの時期の概念的な日本観であることが窺える。内川芳美・宮地正人両氏が監修をつとめる『国際ニュース事典 外国新聞に見る日本』⁽⁹⁾の中で、この記事の「barbarous」には「未開」という日本語が当てられているが、この語をどう捉えるかということはこの時期の対日認識を見いだすうえで重要であろうと思われるため、ここで少しく検討してみよう。

まず、「barbarous」そのものの語義から見てみたい。語義の点から言えば、「文明化されていない」、あるいは「未開」といった意味よりも、「異文化」、「異国人」のほうが先行し、その後、「残酷」、「粗暴」⁽¹⁰⁾が続く。従って、本文を素直に読むなら、独自の文化を持たないかのような印象をあたえる「未開」の語を当てるよりは、「異国人」、あるいはかつて日本人が欧米人に対して用いた「夷狄」等の語と同様の意味合いを持つものとするほうが自然といえるだろう。

また、文化人類学用語としての「barbarous」は、18～19世紀当時、一般に承認されていた3段階の進化のカテゴリー、「savagery → barbarism → civilized」においては第2段階⁽¹¹⁾にあたり、「未開」の訳語はむしろ第1段階の「savagery」に用いるべきであるように思う。さらに19世紀当時、いまだ客観的な学問としての確立を見ていなかった文化人類学界で「civilized」とされたのは欧米諸国だけで、欧米に属さない国についてはその文化的水準がどうであれ「civilized」という評価はされ得なかったという傾向や、空間的な文化の差異を時間的なものとして捉えようという傾向があったことを考え合わせれば、「savagery」ではなく「barbarous」の語を当てられた日本は、それなりに評価されていた可能性もある。その傍証としては、19世紀中葉当時、日本に関する最良の書とされたシーボルトの『日本』やケンペルの『日本誌』は、日本の文化水準をそれなりに評価しており、決して文化的な意味での「未開」印象を与えるものではないことを挙げるができる。

しかしその一方で、従来の研究で言われてきたように、アメリカの日本遠征を促す要因となったものに、アメリカ人漂流民に対する日本側の処遇の問題がある。『ニューヨーク・タイムズ』も③1852年6月15日（嘉永5年4月28日）付で、捕鯨船ローレンス号の乗組員だったマーフィー・ウェルズの声明を掲載する形で彼らが日本で受けた処遇について伝えているが、この声明は、読むものに日本人は非人道的な民族だという印象を与える内容となっている。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

このような状況証拠から総合して考えていくと、この段階で「barbarous」の語から読み取るべき対日認識は、日本文化を無視するような「未開」認識ではなく、自分たちにとっては未知の世界の異国人、あるいは漂流民の扱い方を知らない非常識な国民といったものではないかと思う。『ニューヨーク・タイムズ』が記事④—Bに述べるような、日本人は外交交渉の相手にはなり得ない国民だという大方の予測が存在したのも、自分たちの人道的倫理観が通用しない異国民という認識が、広まっていたためなのかもしれない。

その大方の予想にもかかわらず、同紙の対日政策の進め方についての論調は、まず信頼と好意をもって接すべしと非常にジャーナリスティックである(①—C)。この論調の背景にあるのは、武力に頼れば自分たちの外交能力のなさを示すことになるという国家の威信に関わる意識(①—E)だろう。

宗教面での気遣いは、平和的交渉実現のためになされていると考えられる。⑧1858年11月18日(安政5年10月13日)付の日米修好通商条約締結を伝える記事は、条約中の信教の自由を認めた条項を取り上げて、日本国内がいまだ近代的布教を受け入れる状態に至っていないこと、鎖国の原因が宣教師たちにあったことを理由に、大勝利ではあるが注意深く受け止められるべきだと述べ、『ニューヨーク・タイムズ』が宗教不干渉を重視する背景に、過去と同じ過ちを繰り返すまいという意識があることを如実に示していると言ってよい。また、ベッテルハイム師も集会において、同紙と同様の意識があると読み取れる発言をしている(⑤—B)。

このように対日干渉は、神経を使い、武力を用いず平和的に進められ、結果的には日本は他のアジア諸国と比較してはるかに優れているという記事⑥の評価に代表されるような好印象・好評価が生まれることとなった。その背景には、アメリカ側が、日本側の外交交渉のもたつきや、どんなときにもスパイ行為にも似た観察眼を光らせていることにへきえきしつつも(⑥—A)、自分たちの要求したことをほぼすべて受け入れさせることに成功していることがあると思われる。外交上の成功、つまり日本の表面的な開国が、その成果に至る過程に対する不満を押しとどめているのだろう。鎖国が終了し、日本国内が日毎にリベラルになっているという判断も、条約が締結され、日本がイギリス人の要求に応じ、公使たちにも將軍の前でひざまずかずにいることを許した、という内面的変化を伴わない表面的な事柄だけを取ってなされており、天皇・大君認識についても然りである。天皇・將軍に対する精神的・世俗的という区別は、アーネスト・サトウが『一外交官の見た明治維新』の中で、ケンペルの『日本誌』を踏襲したものだ⁽¹⁴⁾と指摘しており、ここでのこの表現も、ケンペルを踏襲したものだ⁽¹⁵⁾だろう。

時期的に日本に対する直接情報が十分に蓄積されていないという事も考慮しなくてはならないが、外交的成果は上がっているのだから、余計な詮索・深読みをしようという気が起こらなくて当然であろうし、そうする必要に迫られていないというのも事実である。外交の表舞台に現れてこない内面的な事は理解できていないというのが現状で、日本の権力構造の在り方について独自の見解を持たずに過去の書物をそのまま受け入れるのもそのためだろう。本章の時期においては、アメリカの外交上の成功が、『ニューヨーク・タイムズ』が日本に対して深い考察を行うことを妨げているとあってよい。

第2章 桜田門外の変から四国艦隊下関砲撃事件まで（武力肯定期）

本章でも前章同様、上記の時期に『ニューヨーク・タイムズ』に掲載された注目すべき内容の記事を引用しながら、対日認識を読み取り、検討を加えていく。さらに前章における対日認識と本章におけるそれとが、どのように違うのか、変化をもたらしたものは何なのか、ということにも注意を払っていき⁽¹⁶⁾たい。

第1節 対日武力行使・武力誇示に対する論調

⑮1861年2月12日（万延2年1月3日）の記事は、万延元年遣米使節団の帰国直後に『ニューヨーク・タイムズ』の常駐通信員が神奈川から送ったものだが、この通信員は、日本をこれから交戦状態に入る可能性のある国だとして、アメリカ政府が同使節団に近代兵器を贈ったことを強く非難している（⑮-A）。また、日本も他の東洋諸国同様、西洋諸国の事業や文明に抵抗するだろうと予測、これまでの交渉が順調に進んできたのも日本側が抱いた恐怖心によるもので、十分に国力がつけば、外国人排斥の動きに出て鎖国に回帰しようとすることは明白だと主張する（⑮-B）。そしてその際は武力を以てしても後戻りはさせないとし（⑮-B）、日本が言うことを聞かなければ、武力行使も辞さないという見解を示している。

⑯1861年2月27日（万延2年1月18日）の記事に至っては、日本は巨大な中国と比較すれば「pigmy 小人」にすぎず、西洋の二流国の攻撃にも太刀打ちできない、と述べ、そのことを日本人自身が自覚しているとする。記事⑯は、現在のところ対日武力行使は不必要だが、時期が来れば、武力誇示の発揮する効果は疑う余地がない、とも述べる。前章での武力行使に否定的な論調を想起すれば、この二つの記事の内容は衝撃的であるといっただろう。

そしてアメリカ海軍は、1863年7月、長州藩の米艦ペンブローク号砲撃に対して武力報復を実行する。『ニューヨーク・タイムズ』は、⑰1863年10月4日（文久3年8月22日）、この武力報復は今後よい教訓になるだろうと述べた海軍中佐の報告書を否定的なコメントを一切つけずに掲載し、⑱1864年3月2日（文久4年1月24日）付の記事では、薩英戦争後、薩摩側が英公使に使節を送って賠償金を支払い、和平を求めたことを、武力行使が効果的であることを示すものと述べている。⑳1864年6月3日（元治元年4月29日）には、日本の開国の長期維持には武力よりも商業的実績が有効である事を述べながら、場合によっては武力誇示が最高の効果をもたらすと付け加え、㉑1864年8月20日（元治元年7月19日）の記事に至っては、英公使が中心となって対日武力行使の準備が進んでいることに対し、アメリカ艦船も来日して、この武力行使に精神的支援だけでも加えることを希望している、と武力行使容認をはっきりと打ち出している。同紙の対日武力行使に対する考え方は、否定から肯定へと180度転換したのである。

㉔1864年9月5日（元治元年8月5日）付の記事でも、イギリス公使がこの混乱のさなかに日本側に自分たちの要求を受け入れさせていることを伝え、武力行使の機会が到来したときは行動が遅れることのないよう望むと、さらにはっきりと武力行使肯定の姿勢を打ち出し、
Again, we say, in dealing with semi-civilized and barbarous nations, might is right — and the civilized world should not be too scrupulous where bigotry, ignorance and superstition are the bases of stubborn exclusion.

再度言明するが、非常識な半文明国家を扱うにあたっては力こそ正義である。そして文明世界は、頑固な偏見と無知、迷信に基づいて排他主義に固執するような場所であって良心的であり過ぎてはならないのである。(28)

と続けている。

㉕1864年11月4日（元治元年10月5日）には、『ニューヨーク・タイムズ』は条約諸外国が対日武力行使に出るという情報を入手し、掲載する。この対日武力行使がいわゆる四国艦隊下関砲撃事件であるが、同紙は在日アメリカ艦船が1隻のみであるために軍事行動に直接参加出来ない可能性があるとして述べ、全アメリカ国民にとって激しい恥辱であり大いに無念とかなり憤慨している。武力行使を支持し、遅すぎないようにとまでいっていた彼らにとっては、
他のヨーロッパ諸国に後れを取ることが我慢の出来ないことだったに違いない。⁽¹⁷⁾

第2節 武力以外の諸問題についての論調

前章の時期において、『ニューヨーク・タイムズ』は日本の外交態度を友好的・協調的とし、日米関係全体についても好意的だったが、本章の取り上げる文久年間前後の時期にあつては、武力に対する考え方も同様、日本の外交態度・日米関係に対する評価にも大きな変化が生じている。

既に要約した記事⑮-Bでまず、これまでの外交的成果を「恐怖に駆られて与えられたもの」と述べて日本側の外交努力を無視、ヒュースケン暗殺以来、日本政府と外国公使団の関係が悪化している事を伝える⑰1861年5月12日（文久元年4月3日）の記事でも、両者の会談は日本政府が公使団側の条約を受け入れることで決着したが、正式な条約での取り決めも破るような政府がこんな約束を守るか、と日本の協定履行能力に疑問を提示している。⑱1862年3月23日（文久2年2月23日）の記事でも、江戸開市が実行に移されず、諸条約国も延期を認めざるを得なかった理由を、江戸は外国商人の受け入れ準備が整っておらず、暗殺の危険も絶えないこと、日本政府には現在暗殺を防ぐ力がないこととし(⑲)、日本に対する信頼は完全に失われている。

⑲1863年8月30日（文久3年7月17日）・㉑1864年1月20日（文久3年12月12日）の両記事では、日本側が出した外国人退去要求を宣戦布告に等しいものとして態度を硬化させ、日本の条約不履行について述べた㉒1864年1月30日（文久3年12月22日）付の記事は、東洋人

の外交に真実などなく、条約不履行の理由も作り事や子供だましのような言い訳で済まされてしまう、としている(24-A)。前章での、日本は他のアジア諸国に比べてはるかに優れているという評価(6-C)とは対照的で、日本を他の東洋諸国と同じレベルと見なしているのである。記事24は退去要求やその撤回についても、優柔不断、馬鹿げている、子供じみていると述べ(24-B)、日本の外交能力に対する評価はかなり低い。

外交関係に関する考え方の変化以外に、この時期注目したいのは、『ニューヨーク・タイムズ』が日本社会の内面をも探っていこうという新視点を持ち始める事である。それが顕著に表れてくるのが、桜田門外の変以降の記事で、事件の第一報は11860年6月11日(万延元年4月22日)に登場する。翌日の121860年6月12日(万延元年4月23日)付の記事は、この報に触れた万延元年遣米使節団一行が動揺を表しておらず、自分たちもそう重大には受け止めていないとするが、注目すべきは彼らがそう考える理由である。記事は、大君は実質的には傀儡で、家臣との間に意見の相違があったとしても暗殺など起こりにくい、としている。この記事は桜田門外の変による犠牲者を将軍とするものであるから、情報としては誤りを含んでいるが、この時点での『ニューヨーク・タイムズ』の日本の政治形態や大君の在り方に対する捉え方が窺えて興味深い。

また、上述の記事から約1カ月後の141860年7月10日(万延元年5月22日)には、この事件のまとめともいうべき内容の、駐日イギリス公使オールコックによるジョン・ラッセル⁽²¹⁾卿宛報告書を掲載し、殺害は失敗、この事件には日本の国内情勢や時代の流れ・国民の動向などを読む手掛かりが含まれているなどと、さまざまな情報・意見・疑問が述べられている。特にこの事件を受けて、まるで16、7世紀あるいはそれ以前のヨーロッパにいたようだと、日本の現状を封建制下の中世ヨーロッパにあてはめる見方が示されていることは注目に値する。

この記事に先立って、同紙は131860年6月16日(万延元年4月27日)、万延元年遣米使節団の訪米によってアメリカ国内で対日関心が高まっている事を受け、日本についての既存の事柄の一部をまとめた記事を掲載しているが、その中でも日本の統治形態の中世欧封建制への非常な類似が指摘され(13-A)、主権は最高権力者にあるが、封建家臣が国家の大部分を支配下におき、最高権力者に年貢・軍役を納めていること、制度・役職は世襲制であることが説明されている(13-B)。また、161864年6月3日(元治元年4月29日)の記事では、日本政府を制限君主制とし、真の統治者として貴族が存在していると指摘、2つの宮廷(つまり制限君主の宮廷と貴族の宮廷)双方が外交にかかわっていることが、日本が問題解決に長時間を要する理由である(16)と、日本側のもたつきの原因を探っている。

鎖国政策については、前章の時期で既に過去の物と見られていたことを述べた。先に挙げた日本についての統括的文章13でも、過去に存在した鎖国の歴史的経緯を説明するといった形で触れられている。しかし第1節に取り上げた文章15-Bを見れば、1861年2月段階で、

『ニューヨーク・タイムズ』が日本に鎖国続行の意志を見いだしていることがわかる。⑳1863年9月9日（文久3年7月27日）の記事においては、日本が鎖国の状態で200年間平和を維持したことを考慮して鎖国政策に理解を示し、その放棄に際して疑念を抱き反対する人があってもそれはやむを得ない事、と述べるのだが、その翌年の1864年9月には、第1節に既に引用した記事㉔で、日本を「頑固な偏見と無知、迷信に基づいて排他主義に固執するような場所」と述べて、鎖国政策に対して全く否定的となっている。

天皇・大君に対する見方も、前章の形式的なものとは大いに様相を異にしている。前章では、唯一の権力者のように述べられていた大君が、記事㉔で事実上の傀儡と評価されていることは既に述べた。また、本節で二度にわたって取り上げた記事㉓では、二人の君主として天皇・将軍が併記されており、この二君の存在を「特殊（独特）」であると捉えている。現在天皇の権威は名ばかりで、将軍の権力もかつては絶大だったが今はかなりなおざりであるとも述べている。

記事㉔中では、天皇・大君の対立・意見の食い違いに言及しており、「the new Government at Miaco 都の新政府」・「the Government as was かつての政府」と、この記事が書かれた1863年の段階で、既に政権が大君から天皇へ移ったかのような書き方をしている。記事㉔においても、幕府を指して「Government 政府」の語は用いているものの、「spiritual 宗教的」だったはずの天皇は、「actual 世俗」の権力も持っているような書き方をされており、唯一の権力者＝大君→天皇・大君並立→天皇の世俗的性格の拡大と、『ニューヨーク・タイムズ』は日本の権力の所在の把握を試み、それに伴って天皇・大君両者に対する見方も変化しているといつてよい。

さらに翌年の記事㉕では条約勅許問題にも言及、最近では、大君による条約締結も天皇の勅許がなければ、諸侯の遵守を拘束するものではないとされており、5年前の条約に天皇が勅許を与えたかどうかは疑わしく、このことが開国以来日本が混乱し続けている大きな原因であるとしている。全階級の人々に最高君主と見られていて、変革の出発点となるべき人物だ⁽²²⁾（㉕）、と天皇重視の傾向もさらに顕著となっている。

第3節 この時期の対日認識とその背景

この時期は周知のように、桜田門外の変や一連の外国人殺傷事件、条約勅許問題にからんだ外国人退去要求、横浜鎮港問題と、日本側の複雑な混乱が表面化した時期である。それだけに、『ニューヨーク・タイムズ』紙上での日本に対する考え方には、

- a. 武力に対する論調が一変、積極的に支持するようになったこと。
- b. 日本を国際社会の一員とは認めていないこと。
- c. 日本政府の外交能力を低く評価し、東洋人の外交と括っていること。
- d. 日本社会について独自の考察を試みていること。

e. 鎖国政策の存続を確認し、非難していること。

と、前章で取り扱った時期と異なる認識や視点が多く見られる。

武力に対する論調の変化は、前章と本章を比較した際に最も明白に読み取ることのできるもので、日本の攘夷行動の活発化や排外主義の表面化に追随する形で起こっている。イギリスがアメリカに先駆けて対日武力行使を実行に移し、それなりの成果を上げたこともこの変化の要因のひとつだろう。

第1章第1節で、『ニューヨーク・タイムズ』が、「a barbarous people」との交渉では、武力は信頼と好意を得る努力をした後の手段であると述べた記事①-Cを引用したが、日本側の開国に逆行する態度は第2の手段としての武力行使を肯定するのに十分だっただろう。また、同紙がジャーナリスティックかつ人道的考え方を捨てて、如何なる武力行使をも肯定しているわけではないということは、②1863年11月24日（文久3年10月14日）に、「British Barbarity イギリスの残虐行為」と題した社説を掲げて、イギリスが薩摩の町を砲撃して壊滅させ、老人・女性・子供たちをも傷つけたことに激しく抗議していることから十分推察できる。日米和親条約・日米修好通商条約をほぼ思惑どおりに締結し、日米交易の発展に大いに期待していた『ニューヨーク・タイムズ』⁽²³⁾にしてみれば、日本側の条約締結後の対応は、アメリカ政府が同紙の期待に応えるかのように行ってきた「信頼と行為を得る努力」を踏みにじるものだったのだろう。

既に幾度も取り上げた記事⑬は、日米間に起こるかもしれない争いについて、

It is clear then that the bloodlessness of this contest between Christianity and Idolatry, enlightenment and semi-civilization, utter seclusion or liberal intercourse⁽²⁴⁾ with the rest of the world, will be just in proportion as this country feels her weakness and inability to fight against its destiny.

キリスト教と偶像崇拜（非キリスト教徒という事だろう＝訳者）、啓蒙主義の文明国家と半文明国家、外国との自由な交際と徹底的鎖国、この両者の間の対立における流血の量は、この国（日本を指す＝訳者）が、自分の国は運命に逆らうにあまりに弱く、無能であることを知れば知るほど、適切な量、つまり無血の状態に落ち着くだろう。（⑬-C）

と予測し、同紙のこの時点での日本イメージが、「偶像崇拜」・「半文明（あるいは半未開）」・「徹底的鎖国」であることを示している。この文章からは日本が決して好印象をもって受け止められていないことが読み取れる。

また、日本の横浜鎖港・外国人退去要求を宣戦布告とした記事⑭では、

But Japan has hardly yet been admitted into the family of nations, and is not held so strictly accountable, at once, for her conduct in her intercourse with civilized countries. She is probably looked upon by the nations of the West as just in that

condition of one who is neither a boy nor a man, and “has a great deal to learn.”

しかし日本はまだ国際社会の一員になることをほとんど認められておらず、文明諸国との交際における自国の振る舞いに、直ちに厳密に責任を負わされるようなことは無い。

日本はおそらく西洋諸国から、ちょうど、少年でも大人でもなく、学ぶべきことを多く抱えている状態にある国と見なされているのだ。(23)

と述べて、日本に対して寛大だが、日本を国際社会の一員と認めていないために寛大になっているだけで、決して好意的な評価であるとは考えられない。記事④では日本を他のアジア諸国と同等だとし、記事⑧においては、記事①同様日本を「barbarous」⁽²⁵⁾としながら、その武力に対する考え方は①が否定、⑧は積極的支持と大転換を遂げている。対日感情の悪化は否めないといってよい。

外交能力に対して下されている低い評価も、度重なる条約不履行を考えれば当然である。日本は国際常識・外交常識のなさを全面的に露呈したとあってよいだろう。このことが、『ニューヨーク・タイムズ』に日本との外交交渉を断念させ、武力に訴えることに活路を見いださせたとも言える。唯一救いだったのは、同紙が記事③に述べているように、国際常識で考えれば宣戦布告以外の何物でもなかった外国人退去要求や全港鎖港通告が、外交常識のなさが逆に幸いして厳しい追及を免れ、全面戦争に発展することを妨げたことだろうと思う。

また、この時期、折に触れて日本の政治形態・社会状況の中世欧封建制下のそれへの類似が指摘され、二重構造とも言うべき日本の最高権力の在り方についての考察がなされていることは、前章の時期において表面的な事柄ばかりに目を奪われていた『ニューヨーク・タイムズ』が、日本社会内部にまで目を向けたという点で、日本社会の発展段階をヨーロッパの枠組みにあてはめていこうという姿勢が窺われるという点で、一考に値する。条約交渉時と様子が一変し、日本が自分たちの思うようには動いていかなくなってきたうえ、これまで持っていた日本に関する知識だけでは理解しきれない問題が起こってきたことが、同紙の対日認識を変化させ、日本社会に対する分析や、同紙なりの日本社会論を展開することを促したのだろう。ここで提示されている日本社会論とも言うべきものは、次章の時期に引き継がれ、対日認識を形成し、日本の国際社会における位置付けをなすうえで重要な役割を占めることになる。⁽²⁶⁾

もうひとつ、推論をあえて提示しておきたい。前章で、「barbarous」について検討し、未知の世界の異国民あるいは常識の通用しない異文化の人々といった意味ではないかと述べた。本章の時期においても上記の日本認識は継続しているものと思われるが、「barbarous」に加えて「semi-civilized」の語も登場し、記事⑧では両者が併記されている。

「semi-civilized」の語は前章に挙げた文化人類学上の進化のカテゴリーにはあてはまらない言葉で、第2段階と第3段階の中間に位置する。欧米に属さない国に対するものとしては決して低い評価ではないように思う。恐らく、独特の文化を発展させている一方で（半分は

文明化されている一方で)、他国との交流という点では全く無知である(残りの半分は文明化されるに至っていない)というイメージがこの言葉となっているのだろう。

本章で「barbarous」・「semi-civilized」の2語から読み取るべき概念的な対日認識は、攘夷行動と国際常識のなさから来る、19世紀後半において欧米諸国が備えていた万国公法的知識、平たく言えば、他国との間に締結した条約の規定は遵守すべきであってそう簡単に反故にできるものではない、という常識を持たない、欧米の常識が通用しない国であるといったものではないだろうか。

第3章 条約勅許から戊辰戦争終結まで(武力既行使期)

本稿の冒頭に、『ニューヨーク・タイムズ』の対日認識が、1852年の「barbarous」から1869年の「civilized sisters」まで、17年間で大変革を遂げていると述べた。

しかし前章を通じて明らかなように、1860年代前半の対日認識は、確実に悪化の一途をたどっており、残り5年間では到底回復できそうにないという印象を受ける。本章は、同紙の悪化していた対日認識が一挙反転して上記の大変革を成し遂げる過程を追い、前章同様その変革の背景や要因にも留意していく。

第1節 武力行使後の諸問題

1865年11月1日(慶応元年9月13日)、在日4カ国公使は9隻の軍艦と共に兵庫沖へ赴き、条約勅許を迫る。『ニューヨーク・タイムズ』は、このことについての非公式情報を伝える他紙の記事を⑩1866年1月28日(慶応元年12月12日)付で転載している⁽²⁷⁾。そこには上記の行動について、成功を祈ると共に、在日外交官たちに実行可能で、かつ日米外交の地歩を強固にする方法はこれしかない、勅許が下れば諸大名の抵抗はやみ、自分たちの要求の合法性を疑うこともなくなると述べられている。四国艦隊下関砲撃事件で既に武力行使に踏み切り、もう後は武力を後ろ盾に条約勅許を得るしかないと考えているのだろう。そしてこの記事の末尾には、同紙が入手したての情報を一刻も早く伝えようとした、といった様子で、天皇が条約に勅許を与えたことを伝える数行が加えられている。⑪1866年2月9日(慶応元年12月24日)では、天皇の勅許がすべての混乱を終結に向かわせ、天皇に勅許を下させたことで大君の力が日本国中に示されたと述べ(⑫)、⑫1866年2月18日(慶応2年1月4日)には『ジャパン・ヘラルド』の記事を引用して、天皇が条約を勅許するに至るいきさつを詳述している。

天皇の条約勅許獲得後の『ニューヨーク・タイムズ』には、その後の日本に対する期待や好意を読み取ることのできる記事が多く登場する。⑬1866年11月25日(慶応2年10月19日)の記事では、新任公使ファン・ファルケンバーグ歓迎レセプションに集まった日本人が自分

たちに好意をもっていることははっきりわかったと述べ(33-A)、その好意が本心なら、馬鹿げた封建制の打倒は近いと予測する(33-B)。

③41867年7月16日(慶応3年6月15日)にも社説を掲げて、日本との間に各開港場での外国人居留条件に関する協約が成立したことを、不思議と思われるほど自由主義的で、商業新時代の開始を告げるものだとかなり高く評価する。そして9日後の③51867年7月25日(慶応3年6月24日)の社説でも、前年6月25日(慶応2年5月13日)に調印された改税約書の内容を紹介して、「確固たる、実態のある基本」の上に、諸外国が求めていたことを全て含んだ条約が成立したと述べ(35-A)、その「確固たる、実態のある基本」として前述の協定に再度言及、対日交易発展の最後の障害が取り除かれたこと、日本及び極東に商業・開化の新時代が確実に開始されようとしていることへの確信を強く最終的なものにする(35-B)と、改税約書のみではなく、それを確実に実行に移すための外国人居留条件が整って初めて、日本の変革を確信していることがわかる。⁽²⁸⁾

③61868年3月9日(慶応4年2月16日)付の紙面では、兵庫開港・大阪開市以来の出来事を日本史上の重要事件とし、封建制の改革は明らかに予測可能であると一連の開国策を日本社会変革の予兆と捉えている(36-A)。さらに、海外との交易・交流が日本国内の問題点を浮き彫りにし、天皇・大君の二重権力と封建諸侯の権力に対立をもたらしたと続けて、日本の現状を考察、自分たち外国人が日本国内の変革の原因となっていることを自負するのである(36-B)。

④1868年11月8日(明治元年9月24日)には、京都で商売を行おうとして捕らえられたアメリカ商人が、罰金のみで処刑されずに済んだことを「日本政府の姿勢の大いなる好転」を示すものと述べて、前章で信頼を失った日本政府に対する評価を高め、④21869年1月17日(明治元年12月5日)には、江戸へ向かう天皇の行列を間近に見て、日本社会の変革が拡大しつつ、進行しているといっていると評価している(42)。

天皇と大君については、前章の時期にも様々に論じられていたが、本章の時期においてはさらにその本質に迫る議論がなされ、『ニューヨーク・タイムズ』なりの結論も導き出されている。同紙は一貫して両者を二人の君主として捉え、その並立を矛盾したものと見る。

例えば記事④5では、両者を「日本政府を構成する奇妙な組み合わせ」とし、政府の政治上の長である大君一派だけが開国を支持、日本外交の神秘である天皇は一貫して条約裁可を拒んでおり、天皇の行動は大名たちの示唆を受けたものだと推測する一方、大君は天皇の俗世の代理人だとも述べる(35-C)。既に取り上げた記事③6-Bでも、両者は「変則的な二重権力」とされている。⁽²⁹⁾

天皇・将軍それぞれに対する考察もまた進められ、④71868年4月22日(慶応4年3月30日)には大君について、古代においては単なる軍事機構だった大君政府が何世紀にもわたって権力の侵食を続け、天皇には肩書だけを残して大君が事実上の皇帝となったと言う(37)。天

皇については、1868年2月26日（慶応4年2月4日）付の、在日米公使ファン・ファルケンバークの手紙の内容を伝える^⑳1868年5月1日（慶応4年4月9日）の記事が、帝は神と崇められており、大君が帝に対抗すれば、すべての人々が帝の側につくだろう、という見通しを述べている（^㉑）。

^㉒1868年9月1日（慶応4年7月15日）の記事には、日本人自身が二君を持つことの不条理に気づき始めており、現在の混乱は、自由主義的政府の確立と時代遅れの封建制の完全廃棄によってのみ解決されると述べられ（^㉓）、日本の革命終結のためには、天皇・大君という権力の二重構造を廃し、封建制を撤廃すること以外に方法はないと見ていることがわかる。

そして『ニューヨーク・タイムズ』は^㉔1869年1月18日（明治元年12月6日）、「The Revolution in Japan — Removal of the Capital. 日本の革命——遷都」と題した日本国内の改革についての総括的な社説を掲げる。日本からの最新情報である平和回復・江戸遷都のニュースは、他国より対日交易に利害関係が深く、地理的にも近いアメリカには興味深いものである（^㉕-A）と書き出されるこの社説は、まず戊辰戦争終結について触れ、敗者に対する戦後処理が、東洋では珍しく人道的になされ、南北戦争時の南軍大統領に対する処置よりもよいものだった（^㉕-B）と述べて、新政府の寛大な処置に注目している。

次にこれから行われる対日交易に大いなる期待を述べ、江戸遷都の話題、前首都居住の君主天皇と以前から江戸に居住していた大君の関係へと続く。国内全域に権力を及ぼしていたはずの自分たちの交渉相手＝大君よりも上位に天皇がいたこと、それに気づいて以来、正式な交渉相手は天皇だったのではないかという疑問が起り、天皇との接触を持ってない限り外交基盤を固められないのではと恐れていたこと、現在は天皇が表に姿を現して自ら統率する政府を確立したことを述べる^㉕-Cからは、対日交渉開始時から現時点に至るまでの大君・天皇認識の変化及び、天皇が大君に代わって日本政府の唯一の長＝自分たちの唯一の交渉相手となったと見ていることが読み取れる。

さらに記事はこのことを日本史上の一時代の終焉と見るとともに、今では消滅した不可解な二重性の本質を理解する好機と捉え（^㉕-D）、これまでの天皇・大君解釈と現在のそれとを例を挙げて説明していく。それによると、内陸部にあつて神格化された権威を持っていたのが天皇、海岸部にあつて軍勢力を掌握してきたのが将軍で（^㉕-E）、これまでは前者を精神的皇帝、後者を世俗的皇帝と区別してきたが、この区別は真実に程遠く、誤りであるとされている（^㉕-F）。

では、これまでの区別を誤りと言わしめた『ニューヨーク・タイムズ』なりの新理解とはどのようなものだったのだろう。同紙は、大君の天皇に対する関係を、ヴィットリオ・エマヌエーレのローマ教皇に対するそれに似ているとし、その根拠として天皇が世俗権力にも執着していることを挙げている（^㉕-G）。そしてさらに、同紙はフランスに「日本の二重君主制の正確な相似形」を見出している。その相似形というのが、メロヴィング朝期フランク

王国における宮宰と国王の並立であった。記事中には687年にピピンがメロヴィング朝の宮宰となり、やがて実権を握って代々続く名ばかりの国王のもと、ピピンの子孫が半世紀以上にわたって宮宰という国王よりも一段低い肩書で国家の全権を握った事実が説明され、日本でも、軍統治者だった頼朝が天皇の上位に立つことに成功、天皇家には肩書だけを継承させ、歴代の将軍は天皇に対して儀礼を尽くすことだけは欠かさなかった(④—H)としている。

さらに同紙は現状分析と未来に対する予測も行い、

Now that the supreme power and the most exalted dignity are united in one person, and that person has fixed his abode at Yeddo, where he will come in contact with the civilization of Christendom, we may regard the present as the beginning of a new era for Japan.

(…) Supported by the countenance of foreign nations, he will be able to abridge the power of the feudal lords, and by wise statesmanship, to erect out of those disjointed principalities a powerful monarchy — the Britain of the North Pacific.

今や至高の権力と最も高貴な権威が一人の人物の中で一体となり、その人物が江戸に居を定めて、そこでキリスト教国の文明社会との交流を始めるのだから、我々は現時点を日本における新時代の幕明けであると捉えることができるだろう。

(中略) 諸外国の支援を受けて、彼は(天皇を指す=訳者)封建領主たちの権力を掌握し、優れた政治手腕を発揮してこれら割拠する分国を強力な君主国に、北太平洋のイギリスといわれるような国にまで築き上げるだろう。(④—J)

と述べている。『ニューヨーク・タイムズ』の捉えた天皇像・大君像及び、幕末以来の両者の関係等を読み取り得るとともに、天皇制に対する強い期待が窺える。

第2節 『ニューヨーク・タイムズ』の日本分析

前節で引用・紹介した記事に幾度も明記されていたように、『ニューヨーク・タイムズ』はこの時期を日本の転換期の終点であるとともに、新時代の出発点であると捉えている⁽³⁰⁾。そのため、第2章の時期を中心に始められた日本に対する同紙なりの考察にも、これまでの日本理解の総括的な形で、結論と言うべきものが出されている。

『ニューヨーク・タイムズ』の日本社会論とも言うべきこれらの考察は、本稿の対象とする時期における最終的な対日認識に大影響を及ぼしていると思われるので、本節では対日認識とその背景について考える前に、それらの考察に特に注目して、私なりに分析しておきたい。また、第1章・第2章に既に述べてあることだが、全ての対日認識のベースとなっている可能性のある「barbarous」及び「semi-civilized」という概念的な日本認識についても、次節の論を展開するうえでの便宜上、もう一度概略しておく。

(1) 封建社会論

『ニューヨーク・タイムズ』は1860年以降、幾度も記事中で日本が封建制下にあることを指摘している。⁽³¹⁾

同紙における封建制下の日本は、

- a. 主権は最高君主に属す。
- b. 国家の大部分は封建家臣の支配下にある。
- c. 封建家臣は最高権力者に対し、軍役や年貢を納める。
- d. 制度・役職はすべて世襲制である。
- e. 封建諸侯や貴族達は武装した家臣を伴っており、互いにあるいは君主と戦火を交えることもある。

という状況にあり、日本が封建制を維持していることについては馬鹿げている (㉓—B)、時代遅れである (㉔) と見ていて、封建制は廃すべきというのが同紙の主張である。⁽³²⁾

幕末の日本を純粋封建社会とする見方がマルクスの『資本論』に示されていることは有名で、その情報源を見定めようという研究も行われているが、この考え方は幕末の在日外国人社会における通念ともいうべきものであったことが幾つかの記録から窺える。先に挙げた『ニューヨーク・タイムズ』の記事⁽³³⁾に加え、アーネスト・サトウもその著書『一外交官の見た明治維新』の中で、「この革命 (直前の一文に「一八六八年の革命」とある=引用者) によって日本の封建制度は破壊され、古の王政に復帰したのである。」と述べて、1868年以前の日本を封建制社会と見ていたことが明らかであるし、オールコックも『大君の都』の随所に同様の見方を示している。⁽³⁵⁾ ハリスの後任である米国公使ブリュインも横浜鎖港問題に際して、日本は封建制下であって、それに束縛され、麻痺・墮落させられているという見解を示している⁽³⁶⁾のである。

ブリュインによれば、ヨーロッパ社会において、封建制度は自由都市の興隆・商業の発展・自由と政治についてのより啓蒙的な考え方のまゝに崩壊したのであって、⁽³⁷⁾ そのことはまさに当時の欧米諸国が、『ニューヨーク・タイムズ』が、日本に対して望んでいたことなのである。封建制を廃しさえすれば、その後の日本は諸外国の望む社会へと発展段階を1つ進めることになるのであるから、日本が封建社会段階にあることは欧米諸国にとって逆に好都合だったのかもしれない。

(2) 権力二重構造論

ペリー来航時、彼が日本の最高責任者以外とは交渉を行わないという姿勢を崩さなかったことは、既に先行研究において明らかにされている。⁽³⁸⁾ 権力構造が二重であるということは即ち、ペリーの求めた外交交渉を行うべき相手が二人いるということで、アメリカ側にとっては重大問題である。彼らが日本の権力構造を問題にするにあたっては、誰と交渉すれば自分たちの求める権益が得られ、かつそれを維持できるのか、日本の主権者は誰なのかという問

題関心が常に存在していたと思われる。⁽³⁹⁾

『ニュー・ヨーク・タイムズ』が日本の権力構造に注目し、天皇と将軍の在り方について考察を始めるのも、条約勅許問題が全港鎖港通告、外国人国外退去要求、横浜鎖港通告という形で表面化し、天皇の存在がクローズアップされてきたことが原因である。将軍以外に権力者がいるのではないかと考え始めた時点で、同紙は、自分たちが条約中の規定に基づいて行っている対日要求は本当に合法的なのか(30)、自分たちの外交交渉相手は間違っていないのか(49-C)という疑問を持ち、この疑問が権力構造に対する考察につながっているのだろう。

日本の権力が二重に構成されているという判断を下した『ニュー・ヨーク・タイムズ』は、その特殊な二重性を理解しようと、メロヴィング朝期フランク王国において国王と宮宰が存在し、実際には1ランク低い位についていた宮宰が国政を行い、国王は言わば傀儡であった状態との類似を指摘するが、このことから日本に固有の事柄であってもすべて欧米に既存の事例に基づいて考えようとする同紙の日本理解の限界のようなものが窺える。⁽⁴⁰⁾

(3) 概念的な対日認識 (barbarous・semi-civilized)

『ニュー・ヨーク・タイムズ』紙上でこれらの言葉がどのような意味合いで用いられているかなどということの特定は、記事を書いた人物以外には不可能であると言ってもよく、第1章及び第2章で私が述べてきたことももちろん推論に過ぎない。しかし、言葉そのものの語義や当時の文化人類学の学問状況、同紙が得ていた日本情報等の状況証拠から、

- a. 「barbarous」という言葉が示す対日認識は、「未開」と言うより「未知」あるいは「夷狄」、「異国」、「異文化」といったものであること。
- b. アメリカ人漂流民に対する処遇が伝えられていたために、「残酷」、「非人道的」と言った日本人観が存在した可能性があること。
- c. 外交常識・国際常識の無さが上記の言葉につながっている可能性のあること。

という推察を導き出すことは、決して無理のあることではないように思う。

以上の3つに共通していることは、3者が『ニュー・ヨーク・タイムズ』において、日本がこれから克服していくべきものとして論じられていることである。日本が「barbarous」のままだったり、「semi-civilized」の段階に止まっていたのでは、いつまでたっても日本を国際社会の正式な一員と認めることができないし、対等な国家が相手なら当然要求し得ることに対して、譲歩せざるを得ない状況がいつまた生じるとも限らない。封建制をそのまま続行されては権力が中央・地方に分散して、条約の日本全国における遵守が望めないうえ、国情も安定せず、自由な商業の発展は望めない。また、君主が二人存在しているのは今後の外交交渉に支障を来すことは明らかである。

このように見ていくと、もし日本がこれらの事柄を克服すれば、日本に対する評価はアッ

プし、対日認識というものはそれなりの変化を遂げて然るべきであるように思われる。そして改めて第1節に目を転ずれば、この時期『ニューヨーク・タイムズ』は、まさに上記の事柄を1つずつ克服していく日本、変わり行く日本を、その目で確認していていることがわかるのである。

第3節 この時期の対日認識とその背景

第1節中にも述べたように、条約勅許獲得後の時期の『ニューヨーク・タイムズ』には、その後の日本に対する期待と好意を読み取ることのできる記事が多く見られるのだが、彼らが期待する日本、好意を抱いている日本とは、平たく言えば、第1章の時期の如くアメリカの要求を全て受け入れる日本なのである。日本に期待を示し、好意をもち、評価を高める要因になっているのは、条約が厳守されるようになったことや、外国人居留地における居留条件がよくなったこと、⁽⁴¹⁾ 交易の状態がよくなったこと等、全て日本の対外政策のアメリカ側にとっての好転である。

③1868年7月16日(慶応4年5月27日)付記事において、『ニューヨーク・タイムズ』が、今や完全に開国した日本に必要なのは自由な政府と純粋な信仰心のみと言い、この段階での日本に対して、権力をしっかり掌握した自由主義的政府と宗教の自由を除けば国際的近代国家としての体裁が整ったという判断を下していることは、前章における対日感情の悪化や、国際社会の正式な一員としては認められないという日本認識に、日本側の国際常識のなさ、条約不履行が大いに影響していたことを改めて感じさせる。

そしていよいよ④1869年4月21日(明治2年3月10日)、『ニューヨーク・タイムズ』紙上に注目すべき記事が掲載される。この記事が報じている事実は戊辰戦争の終結と、最終的な天皇側の勝利、諸外国による局外中立宣言の撤回及び天皇側が行った敗者に対する寛大な戦後処理の4点であるが、これらのことが一体何を意味するのか。

同紙が日本の権力二重構造を構成する二人の君主と捉えていた将軍と天皇が相争った戊辰戦争で、天皇側が最終的な勝利を収めたということは、記事④-1にも示されているように、唯一の君主が誕生して、封建諸侯に分散していた権力を一手に掌握するということである。これは封建制と権力二重構造の克服にほかならない。それに加えて、敗者となった将軍に対し、殺害に及ぶことなく小領地を割り当てて引退させるにとどめ、将軍の家臣たちに対しても大量に殺害することをしなかったことは、『ニューヨーク・タイムズ』をして、アメリカが南北戦争の際に南軍大統領ジェファソン・デーヴィスに対して取った処置よりも人道的で特筆すべきと言わしめた(④-1-B)。「civilized」な国家であるアメリカ合衆国にさえなし得なかったほどの人道的行為を世界に示した日本は、もはや「barbarous」と称されるにはふさわしくないほどの変化を遂げたという見方は決して否定されるものではないだろう。日本はここに、「barbarous」をも克服したのである。

記事④は、戊辰戦争を欧米諸国がかつて経験した革命あるいは内戦に比定して、以下のよう
に言う。

The mercy of that has been evinced by the present Government in the hour of their victory toward their vanquished rivals must carry with it sense of admiration to those nations of the Western world who have attained their present political and commercial importance only after numerous revolutions, which have terminated in so many instances but amid wholesale political murders and seas of noble blood. Japan may indeed point with pride to this epoch of her history as a nation, and raise her head with honor among her more civilized sisters.

現政府が、勝利の際に、敗者に対して示した寛大さは、現在の政治的・経済的な地位を数多くの革命によってのみ成し遂げてきた欧米世界の国々の賞賛を呼ぶだろう。(なぜなら=訳者) 欧米諸国における革命は、多くの場合、大量の政治犯虐殺と貴い血の海の中で終結したからである。日本はまさに誇りを持って、国家としてその歴史的画期を強調することができるし、自国に比べてより文明化された家族(である欧米諸国=訳者)の中にあっても自信を持って顔を上げていることが(胸を張っていることが=訳者)できるだろう。(④)

「a barbarous people 未知の国民」・「a weaker 弱者」と称され、「Japan has hardly yet been admitted into the family of nations 日本はまだ国際社会の一員になることをほとんど認められていない」と評価されていた日本が、ここでは「among her more civilized systems より文明化された家族である西洋諸国の中であって」と、欧米諸国よりは劣るものの、ある程度は文明化された国際国家の家族の一員と見なされているのである。日本に関する最初の社説から17年の時を経て、日本は国際社会への正式な加入を認められたと言っ
てよいだろう。

むすびにかえて

1851年の創刊以来、大きく開いた「窓」を通じて日本を見つめ続けた『ニューヨーク・タイムズ』は、1869年4月、1850年代初期には未知の国であり、ほんの5年前には国際社会の正式な一員となるには未熟な国と評していた日本を、欧米文明社会の同胞と捉え、それまでの日本理解に一応の結論を出す。20年にも満たない短期間で、同紙の対日認識にかような大変革をもたらしたものは、彼らの目には二転三転していると映ったであろう日本の外交政策であった。

条約締結までの日本は、もたつきながらもアメリカの意のままに動き、また変化していく「友好的・協動的」な国であったのだが、1860年代に入ると開国の流れに逆行するようになり、『ニューヨーク・タイムズ』はその理由を探るべく、日本社会を改めて分析することを余

儀なくされた。彼らの日本分析には、日本がなぜ自分たちの思うように動いていかなかったのか、自分たちの要求を受け入れることを妨げているものは何なのか、という問題関心から、あくまで欧米を基軸とし、日本の状況を欧米に既存の事例にあてはめて考えようとしているという限界が見いだされるものの、そこから導き出された日本が克服すべき問題点というものは、条約勅許以降、外国との関係確立を急ぐ天皇側新政府によって一つひとつ着実に克服されていくのである。

そして問題点の克服が完了するのが、戊辰戦争終結時であった。封建社会段階にあり、主権国家としての権力構造が確立されていなかった日本社会は、欧米諸国同様、革命を経験する必要があった。『ニューヨーク・タイムズ』は戊辰戦争を欧米における近代革命に比定して、その終了時に、封建社会の打破と複雑な権力構造の一元化の達成を見るのである。これは『ニューヨーク・タイムズ』なりの戊辰戦争の世界史的位置付けと言ってよいだろう。

さらに同紙が目指すのは、新政府が示した敗者に対する人道的行為である。漂流民に対する非人道的処遇を記憶していたであろう同紙にとって、この行為は、日本の変革に対する評価をより高める役割を果たしたに相違ない。ここに日本は『ニューヨーク・タイムズ』が提示したすべての課題を克服し、国際国家・文明国家としての第一歩を踏み出したと評価されるに至るのである。

このような対日認識は、これまでの外交文書等を用いた研究では決して導き得なかった事柄で、『ニューヨーク・タイムズ』の史料価値はかなり高いと言ってよい。また、本稿は背景・要因の分析よりも変化の過程そのものを追うことに重点を置いてしまい、半ば史料としての『ニューヨーク・タイムズ』の解題・総論的なものとなってしまったが、本稿が収録した個々の事柄に対する認識を各論的に検討することも可能であり、とりわけ本稿でもわずかに検討を試みた「barbarous」認識や封建社会論、権力二重構造論等については大いにその余地の存在するところである。本稿が取り扱った時期以降現代に至るまでの対日認識の検討も非常に興味深く、『ニューヨーク・タイムズ』以外のアメリカ紙及び諸外国紙の中にも、同紙と同様の史料価値を持つものが存在するだろう。今後も、ジャーナリズムの残した史料の中にこれまでとは違った「外国から見た日本」像を見いだせる可能性は高く、対日認識研究には課題が山積していると言えよう。

また、二国間の関係を原点から見つめ直すことができるということ自体、実は非常に貴重なことなのではないかと私は思う。ヨーロッパ諸国間の関係や、ヨーロッパとアメリカの関係、アジア各国間の関係等を考えてみても、その原点を特定できる二国間関係史はそう存在しない。我が国が、諸外国、とりわけ欧米諸国との関係において、ほぼその起点を特定することが可能であるという現状は、鎖国の賜物というよりほかない。日本は他のどんな国より、近代外交の在り方を見直し易い、反省し易い国なのである。そしてそれを行うことが、歴史を学び、研究する者に、今望まれていることのひとつであろうと思う。

最後に、本稿作成にあたってご指導いただいた北海道大学の諸先生方、本稿発表の機会を
与えてくださった国際日本文化研究センターの諸先生方に、心より感謝の意を表したい。⁽⁴²⁾

註

(1) ペリー来日以前にアメリカが得ていた日本情報については、加藤祐三氏の著書『黒船異変——ペリーの挑戦——』（1988年、岩波書店）33～40頁、『黒船前後の世界』（1985年、岩波書店）315～336頁にその概略が述べられている。

また曾村保信氏も、著書『ペリーはなぜ日本に来たか』（1987年、新潮社）中の第6章に付した註（262頁）で、ペリーが来日にあたって入手し、参考とした日本関係書物を列記している。

(2) これ以降、本稿中の丸付き数字は、全て別表『『ニューヨーク・タイムズ』本稿引用・要約記事一覧』に一致する。

(3) それぞれの単語、言葉をどのように邦訳するかは本論の見いだそうとする対日認識に直接かかわってくるため、ここではあえて訳語を付さず、後述する。

(4) ここで、史料として扱う『ニューヨーク・タイムズ』について、その概略をごく簡単に述べておく。元は『ニューヨーク・ヘラルド』のジャーナリストだった、ヘンリー・レイモンドを中心に、『ニューヨーク・デイリー・タイムズ』として創刊された同紙は、当時、他紙に比して並外れてよく編集されていて、1830年代以来の大衆的廉価紙の流れをくむ最高の新聞と評価されている。さらに、スキャンダラスかつセンセーショナルだった同時期の大衆紙の中にあって、レイモンド指揮下の『ニューヨーク・タイムズ』は、道徳性・保守性に秀でており、掲載されるニュースもバランスよく豊富だったとされる。特に海外のニュースには注意を払っており、フロントページには外国・国内のニュースがひしめいていたといわれるだけあって、現在でもなかなか一面に登場しない日本関係記事が、1800年代後半にあっては一面を飾ったことも度々である。対日関心は予想以上に高いといっただろう。

本稿に用いた『ニューヨーク・タイムズ』の情報源等については、(2)にあげた別表を参照されたい。表中に多くある「特派員記事」を書いた特派員については、鈴木雄雅氏とその論稿「日本報道と情報環境の変化——情報発進に関わった外人ジャーナリスト小史——」（近代日本研究会編『年報・近代日本研究・12 近代日本と情報』《1990年、山川出版社》所収）の中で触れているが、人物の細かい特定は管見ではできなかった。また、上記別表からは『ニューヨーク・タイムズ』がかなりの頻度で他紙から情報を得たり、他紙の記事を転載したりしていることがわかるが、アメリカでは全国紙が発達しにくく、各新聞はそれぞれの地方でのみ発行されるため、他地方の新聞となら記事が重複しても何の問題もない。『ニューヨーク・タイムズ』に他紙との共同記事が多く見られるのはこのためで、当然同紙の記事が他紙に転載されたり、同紙が他紙に情報を提供したりということも起こっていたものと思われる。

(5) 別冊史料集『『ニューヨーク・タイムズ』記事抜粋』に収録した記事については、その要約

後に括弧付きで史料集中の記事番号を示した。

- (6) これ以降、引用記事中に付された下線については全て引用者によるものである。
- (7) ここに登場する「barbarous」という語の訳し方については、別冊史料集の記事①-Dに付した註を参照されたい。また、詳しくは後に検討する。
- (8) 石井孝氏は『日本開国史』(1972年、吉川弘文館) 30頁でこの訓令を取り上げて、ここから、
- 中国との貿易に従事する米国汽船に、日本の石炭購入を許すこと。
 - 日本沿岸で難破する米国水夫や財産を保護する義務があるという保証を日本政府から獲得すること。
 - 米国船が日本の港で積み荷を販売もしくは交換する権利を獲得すること。
- という対日使節派遣の3つの目的を読み取っているが、宗教不干渉の件については一切触れていない。
- (9) 『国際ニュース事典 外国新聞に見る日本 ① 1852-1873 原文編』(国際ニュース事典出版委員会・毎日コミュニケーションズ編、1989年、毎日コミュニケーションズ) 参照。
- (10) Websters' New World Dictionary of American Language, Encyclopedic Edition, (The World Publishing Company, 1953) 及び The Oxford English Dictionary, Second Edition, (Oxford University Press, 1989) 参照。
- (11) 19世紀段階の文化人類学の学問状況については、川田順造編『「未開」概念の再検討 I』(1989年、リプロポート) 18~21頁、木山英明・大平裕司訳、M.S.ガーバーノ Garbarino 著『文化人類学の歴史——社会思想から文化の科学へ Sociocultural Theory in Anthropology (A Short History)』(1987年、新泉社) 29~103頁に、その概略が述べられている。
- (12) 石井孝・加藤裕三両氏はその著書において、1848年1月6日(弘化4年12月1日)付『シンガポール・フリー・プレス』紙に、1846年に遭難して日本に漂着した捕鯨船ローレンス号の乗組員ハウが、日本側がアメリカ人漂流民を囚人扱いし、虐殺にまで及んだと述べた記事が掲載され、アメリカ本土に伝えられて世論を喚起したと述べている。また、両氏とも『シンガポール・フリー・プレス』紙にハウが述べた虐殺は、実際には病死だったことを付記している。石井孝前掲書25~26頁及び加藤裕三前掲『黒船前後の世界』71頁参照。
- (13) この記事においても、ローレンス号の座礁、日本への漂着から日本滞在中に受けた不当な扱いまでが詳細に述べられ、乗組員トーマス・ウィリアムの死についても、シンガポール紙同様、日本人による殺害とされている(③-A)。
- (14) 坂田精一訳、アーネスト・サトウ著『一外交官の見た明治維新』岩波文庫(上)(1960年、岩波書店) 36~39頁。
- (15) 今井正氏訳のエンゲベルト・ケンペル著『日本誌』(上巻)(1973年、霞ヶ関出版)の訳注にも、「ケンペルは、近世の日本においては、恰も中世にローマ教皇と神聖ローマ皇帝が並立したように、天皇と幕府将軍とが並立したと見ており、前者を宗教的世襲皇帝、後者を世俗的皇帝としている。」とある(297頁)。『日本誌』中には上巻所収の第2巻第2章・第3章・第5章・第6章の章題をはじめ、本文各所に、天皇を指して「宗教的世襲皇帝(宗教的皇帝)」、将軍を

指して「世俗的皇帝」の語が見える。

(16) 本章が取り上げる時期、アメリカは南北戦争の真っ只中（同戦争は1861年から1865年まで）にあった。この間対日関心が低下しているとすれば、この前後の時期と比較するにあたってそれなりの配慮が必要であると思うが、少なくとも『ニューヨーク・タイムズ』においては、その間日本関係記事の数が特に減少するようなことはなく、対日関心が低下しているという印象は受けない。1863・1864両年に関して言えば記事の数は逆に多いくらいであり、その増加は日本国内の重要事件の発生件数に見合っている。つまり報道すべきことは報道し、注意を払うべきことには注意を払っているということだろう。1864年の記事⑳には、南北戦争の影響を受けて海軍の極東への配備が手薄になり、対日武力行使に当たって十分な戦力を投入できないことをアメリカ国民すべてが恥辱としているとも述べられている。

新聞というものが読者の需要があってこそ成立し得るものだという事を考慮すれば、上記の記事の増加から、この時期の読者の日本情報に対する需要が低下しなかったこと、したがって『ニューヨーク・タイムズ』の対日関心も低下しなかったことを推測できる。

(17) 結局、アメリカは小型の蒸気船をチャーターしてこの砲撃に参加、上記の記事㉑が神奈川から送られた1864年8月13日から約1ヵ月後の1864年9月5日、英米仏蘭の四国連合艦隊が下関に結集し、武力行使を実行に移すのである。

(18) この段階においてはまだ、日本政府＝幕府である。

(19) 記事㉒の記事では、この退去要求はまだ噂として伝えている段階。もしこれが本当なら宣戦布告である、とする。

(20) 本稿に引用・要約する記事の中には、事実誤認や不正確な日本理解が含まれているものもあるが、本稿が問題としているのは『ニューヨーク・タイムズ』が日本をどのように見ていたかということであるので、その正確さについては考察の範囲外とする。

(21) ジョン・ラッセル RUSSELL, LORD JOHN first EARL (1792～1878年) はイギリスの政治家で、1859～65年はパーマストン内閣の外相。(DICTIONARY OF NATIONAL BIOGRAPHY VOL. XIII, OXFORD UNIVERSITY PRESS, 1917)

(22) この部分の解釈については別冊史料集記事㉓に付した註を参照されたい。

(23) ㉔1858年12月3日（安政5年10月28日）の記事は、『ワシントン・ユニオン』の記事を引用して、日本と中国の開国及びそれに伴う対アジア貿易開始が及ぼす影響を、国家規模（アメリカ西海岸への人口集中のさらなる進展）のみならず世界的規模（日本から太平洋を越えてアメリカ大陸横断、そしてヨーロッパへという新ルートの確立、メキシコの地域的重要性の増大）で考えており、期待のほどが窺える。

(24) この言葉の捉え方については後述する。

(25) ここでの「barbarous」については再度後述するが、第1章第3節も参照されたい。

(26) この件については第3章で詳述する。

(27) 『ニューヨーク・タイムズ』が転載したのは、『ノース・チャイナ・ヘラルド・アンド・マーケット・リポート』の記事を要約した1865年11月22日（慶応元年10月5日）付の『ストレイ

ツ・タイムズ』の記事。

- (28) 前章に見てきた如く、開国以来、日本側は条約不履行を重ね、条約中の規定はことごとく反故にされてきた。つまり貿易を可とし、某市開市・某港開港を定めた条約を結んでも、貿易を行い、開市された某市に居住し、開港場において生活を営むための、実際の細則が整備されていなければ条約の遵守は望めないのである。
- (29) この記事中に示されている将軍と天皇の意見・立場の違い（将軍は積極的開国支持、天皇は保守的で開国に反対、徹底攘夷）についての『ニューヨーク・タイムズ』の考え方は、本稿が取り扱っている時期を通じて一貫している。曾村保信氏の前掲著書『ペリーはなぜ日本に来たか』212頁には、「英、仏の心はすでに京都の朝廷側に傾いていたが、アメリカはまだ幕府に対する同情を捨て切れないでいる」と述べられているが、それは上記のような考え方がアメリカ側にあつたためである。
- (30) ③④、③⑤—B、③⑥—A、④③—D・I・J参照。
- (31) ⑬—A・B、⑭④、③③—B、③⑥—A・B、④④参照。
- (32) 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集 第23巻第2分冊』（1965年、大月書店）第1部第7編第24章脚注192（938頁）参照。
- (33) 記事のうち⑭④は、オールコックの報告書を掲載したものである。
- (34) 前掲『一外交官の見た明治維新』（上）35頁。
- (35) 山口光朔訳、オールコック著『大君の都——幕末日本滞在記——』岩波文庫（上）・（中）・（下）（1962年 岩波書店）。
- (36) Mr. Pruyn to Mr. Alcock. 13 May 1864 (Papers relating to foreign affairs of the United States, 1861—1867. pp. 499~502、洞富雄編『マイクロフィルム版初期日本関係米英両国議会資料』Reel 2 《1962年、雄松堂フィルム出版》所収)。
- (37) 同上。
- (38) 加藤祐三前掲『黒船異変』5頁、石井孝前掲『日本開国史』45頁。
土屋喬雄・玉城肇訳『ペルリ提督日本遠征記』岩波文庫（二）（1984年、岩波書店）193・198頁にもそのことが述べられている。
- (39) 幕末の外交関係における主権の問題については、尾佐竹猛氏の『国際法より観たる幕末外交物語』（1930年、邦光堂）第1章（26~71頁）に詳しい。
- (40) 第1章第3節に、19世紀後半の文化人類学に、空間的文化的差異を時間的なものとして捉えようという傾向があつたことを述べた。ここでの理解の仕方も、日本と欧米という全く異なる地域における権力構造の差異を、欧米における過去の事例にあてはめて、日本の発達段階の時間的な遅れであるかのように捉えていると受け取ることができる。
- (41) ③④、③⑤—A・B、③⑥—A参照。
- (42) 本稿は、1991年12月24日に北海道大学文学部史学科日本史学専攻課程卒業論文として提出した拙稿に、加筆訂正したものである。

『ニューヨーク・タイムズ』本稿引用・要約記事一覧

『ニューヨーク・タイムズ』本稿引用・要約記事一覧

最初の日付は記事が『ニューヨーク・タイムズ』に掲載された日のもので、一重括弧内は和暦。また、二重括弧内の日付は記事に付された日付（記事を書いた日、あるいは発送した日だろう）とその和暦。

記事①、③以外は『国際ニュース事典 外国新聞に見る日本 ① 1852—1873 原文編』（国際ニュース事典出版委員会・毎日コミュニケーションズ編、1989年、毎日コミュニケーションズ）に収録されている。①、③はそれぞれ、マイクロフィルム『The New York Times 1866 JAN.— MARCH』・『ibid. 1866 OCT.— DEC.』《MICROFILMING CORPORATION OF AMERICA / A SUBSIDIARY OF THE NEW YORK TIMES》より。

各データは、(a)が記事の種類（『The New York Times INDEX A BOOK OF RECORD September 1851— December 1862』・『ibid. 1863—1874』《The New York Times Company、1967・1966》による。）、(b)は記事の情報源・提供者・執筆者等、(c)は記事の発信地。ただしデータ(a)は社説にのみ付した。社説以外のものは全て外国関係記事。各データについて明記のないものは空欄とした。

- ① 1852.2.24 (嘉永5.2.5)
(a)社説
- ② 1852.4.24 (嘉永5.3.6)
(b)国務省 (c)ワシントンD.C.
- ③ 1852.6.15 (嘉永5.4.28)
(b)日本から帰国したアメリカ人漂流民
- ④ 1854.6.13 (嘉永7.5.18) 《1854.4.2 (嘉永7.3.5)》
(b)サスケハナ号 (c)香港
- ⑤ 1855.3.31 (安政2.2.14)

- ⑥ 1856.12.26 (安政3.11.29) 《1856.9.4/10.4 (安政3.8.6/9.6)》
(b)特派員記事 (サン・ジャシント号) (c)下田
- ⑦ 1858.1.1 (安政4.11.17) 《1857.10.29 (安政4.9.12)》
(b)特派員記事 (ポーツマス号) (c)香港
- ⑧ 1858.11.18 (安政5.10.13) 《1858.8.3 (安政5.6.24)》
(b)『フィラデルフィア・レジャー』特派員記事 (ポーハタン号) (c)下田
- ⑨ 1858.11.20 (安政5.10.15)
(b)『フィラデルフィア・パブリック・レジャー Philadelphia Public Ledger』より
- ⑩ 1858.12.3 (安政5.10.28)
(b)『ワシントン・ユニオン』より
- ⑪ 1860.6.11 (万延1.4.22)
(b)1860.5.21 (万延1.4.1) までのサンフランシスコ各紙

-
- ⑫ 1860.6.12 (万延1.4.23)
- ⑬ 1860.6.16 (万延1.4.27)
- ⑭ 1860.7.10 (万延1.5.22)
(b) 英公使オールコックのジョン・ラッセル卿宛報告書
- ⑮ 1861.2.12 (万延2.1.3) 《1860.11.26 (万延1.10.14)》
(b) 常駐通信員記事 (c) 神奈川
- ⑯ 1861.2.27 (万延2.1.18) 《1860.12.29 (万延1.11.18)》
(b) 特派員記事 (c) 神奈川
- ⑰ 1861.5.12 (文久1.4.3) 《1861.3.2 (万延2.1.21)》
(b) 特派員記事 (c) 横浜
- ⑱ 1862.3.23 (文久2.2.23) 《1862.1.1 (文久1.12.2)》
(b) 特派員記事 (c) 神奈川
- ⑲ 1863.8.30 (文久3.7.17) 《1863.6.22 (文久3.5.7)》
(b) 『フィラデルフィア・インクワイアラー』特派員記事 (c) 上海
- ⑳ 1863.9.9 (文久3.7.27) 《1863.7.4 (文久3.5.19)》
(b) 特派員記事 (c) 上海
- ㉑ 1863.10.4 (文久3.8.22) 《1863.7.23 (文久3.6.8)》
(b) ワイオミング United States Steam-Sloop Wyoming 号 (c) 横浜
- ㉒ 1863.11.24 (文久3.10.14)
(a) 社説
- ㉓ 1864.1.20 (文久3.12.12) 《1863.11.1 (文久3.9.20)》
(b) 特派員記事 (c) 神奈川
- ㉔ 1864.1.30 (文久3.12.22) 《1863.12.1 (文久3.10.21)》
(b) 特派員記事 (c) 横浜
- ㉕ 1864.3.2 (文久4.1.24) 《1863.12.18 (文久3.11.8)》
(c) 神奈川
- ㉖ 1864.6.3 (元治1.4.29) 《1864.4.6 (元治1.3.1)》
(b) 特派員記事 (c) 神奈川
- ㉗ 1864.8.20 (元治1.7.19) 《1864.5.26 (元治1.4.21)》
(b) 特派員記事 (c) 神奈川
- ㉘ 1864.9.5 (元治1.8.5) 《1864.6.14 (元治1.5.11)》
(c) 神奈川
- ㉙ 1864.11.4 (元治1.10.5) 《1864.8.13 (元治1.7.12)》
(b) 特派員記事 (c) 神奈川

- ③⑩ 1866.1.28 (慶応1.12.12)
(b)1865.11.22 (慶応1.10.5) 付『ストレイツ・タイムズ』より
- ③⑪ 1866.2.9 (慶応1.12.24) 《1866.2.6 (慶応1.12.21)》
(c)サンフランシスコ
- ③⑫ 1866.2.18 (慶応2.1.4)
(b)『ジャパン・ヘラルド』より
- ③⑬ 1866.11.25 (慶応2.10.19) 《1866.8.31 (慶応2.7.22)》
(b)『フィラデルフィア・プレス』特派員記事 (c)江戸
- ③⑭ 1867.7.16 (慶応3.6.15)
(a)社説
- ③⑮ 1867.7.25 (慶応3.6.24)
(a)社説
- ③⑯ 1868.3.9 (慶応4.2.16) 《1868.1.25 (慶応4.1.1)》
(b)特派員記事 (c)横浜
- ③⑰ 1868.4.22 (慶応4.3.30) 《1868.3.7 (慶応4.2.14)》
(b)特派員記事 (c)横浜
- ③⑱ 1868.5.1 (慶応4.4.9)
(b)1868.4.25 (慶応4.4.3) 付『デイリー・ウィスコンシン』より
- ③⑲ 1868.7.16 (慶応4.5.27) 《1868.6.1 (慶応4.閏4.11)》
(b)特派員記事 (c)兵庫
- ④① 1868.9.1 (慶応4.7.15) 《1868.7.26 (慶応4.6.7)》
(b)特派員記事 (c)横浜
- ④② 1868.11.8 (明治1.9.24) 《1868.9.20 (慶応4.8.5)》
(b)特派員記事 (c)横浜
- ④③ 1869.1.17 (明治1.12.5) 《1868.11.27 (明治1.10.14)》
(b)特派員記事 (c)横浜
- ④④ 1869.1.18 (明治1.12.6)
(a)社説
- ④⑤ 1869.4.21 (明治2.3.10)
(b)『ジャパン・ヘラルド』より

史料集『ニューヨーク・タイムズ』記事抜粋

本文中に取り上げた『ニューヨーク・タイムズ』の記事のうち、特に重要と思われるものを抜粋し、本文中に引用したのも重ねてここに収録した。

記事②、③、⑩、⑬以外は『国際ニュース事典 外国新聞に見る日本 ① 1852-1873 本編』（国際ニュース事典出版委員会・毎日コミュニケーションズ編、以下、『外国新聞』と略す。）に邦訳されているが、ここではそれによらず、併記したのは全て拙訳。邦訳の仕方が特に重要なもの、『外国新聞』の訳と拙訳の間に大きな食い違いがあるものについては、その都度註を付した。

一つの記事から複数の部分を抜粋したものについては、本文に登場する順にアルファベットを付した。したがって、アルファベット記号は必ずしも記事中の本来の文章順とは一致しない。

丸付き数字と日付の順序は別表「『ニューヨーク・タイムズ』本稿引用・要約記事一覧」に一致する。

第1章 ペリー来航から条約締結まで

① 1852.2.24 (嘉永5.2.5)

A. If we succeed in establishing a trade between that country and our own, it will prove mutually beneficial; and we are of the opinion that such a step might be consummated peacefully and with much less than belligerent display, were a good diplomatic agent employed for the purpose.

もし我が国が日本との間に通商関係を確立すれば、両国に利益がもたらされるだろう。有能な外交官がこの目的を達するために任命されていれば、通商関係確立というステップが平和的に、武力を誇示する事なく完了される可能性があるというのが我々の見解である。

B. A fleet composed of several steamers, backed by a frigate and one or two corvettes, is by no means a peaceful demonstration;

フリーゲート艦1隻と、1・2隻のコルベット艦に護衛された蒸気船数隻編成の艦隊というのは、決して平和的示威ではない。

C. In treating with a barbarous people, some attempts should be made, we think, to obtain their confidence and good will, resorting to force.

未知の国民との交渉においては、我々が思うに、彼らの信頼と好意を得る為は何らかの試みがなされるべきであって、武力行使はその後である。

註) a barbarous people という言葉は、『外国新聞』24頁では「未開の国民」と訳されている。この言葉をどう邦訳するかというのは非常に難しい問題であると思う。私としては「未開」という日本語は不適切だと考えたため、一応「未知の国民」としたが、この件に関しては、第1章第3節を参照されたい。

D. We detest the spirit which urges a powerful nation to adopt compulsory measures with a weaker.

我々は強国に弱者に対する強制手段を取ることを促すような（時代の＝訳者）風潮を大いに嫌悪する。

E. If we cannot peacefully accomplish what we desire with these people, it is equivalent to acknowledging ourselves inferior in diplomacy to that nation who is alone allowed to trade upon their shores.

もし我々が、日本に対して望んでいることを平和的に成し遂げることができなければ、それは、我々が外交手腕という点で、唯一日本との交易を許されているあの国に劣ると認めることに等しい。

② 1852.4.24 (嘉永5.3.6)

It is considered important that you should avail yourself of every occasion to impress on those Japanese officers with whom you will be brought in contact, that the Government of the United States does not possess any power over the religion of its own citizens, and that there is, therefore, no cause to apprehend that it will interfere with the religion of other countries.

貴殿が、あらゆる機会を、自身の接触する日本人高官に対して、アメリカ合衆国政府は自国民の宗教に対して何の権利ももっておらず、それゆえに同国政府が他国民の宗教に干渉すると考える理由はなにも無いということを印象づけることに利用することが、重要だと見なされている。

③ 1852.6.15 (嘉永5.4.28)

“While we were in Japan, in prison, one of our comrades, THOS. WILLIAMS, endeavored to make his escape, but was caught and taken back to prison in a dying state, owing to wounds inflicted on him with some deadly weapon; there was a gash over his forehead which bled profusely. The poor fellow lived about six hours. The natives brought a coffin, into which they compelled us to place the corpse, when they took it away. What was done with it, we could never ascertain.

日本滞在中、収容所で、我々の仲間の一人であるトーマス・ウィリアムズが脱走を試み

て捕らえられ、瀕死の状態で収容所に連れ戻された。彼は何か恐ろしい武器で傷つけられており、額には切り傷があってひどく出血していた。かわいそうな仲間は6時間後に死亡した。日本人がひつぎを運んできて我々に彼の遺体を入れさせ、運んでいった。日本人たちが彼の遺体に何をしたかを我々はとても確かめられなかった。

④ 1854.6.13 (嘉永7.5.18) 《1854.4.2 (嘉永7.3.5)》

A. Indeed we feel pretty certain that the most skillful diplomatist in Europe could not have brought matters to so speedy, pacific and successful an issue.

実際、我々は、たとえヨーロッパで最も有能な外交官であっても、交渉をこれ程素早く、平和的に、かつ首尾よくまとめることはできなかつただろうと確信している。

B. it was thought he had rather a propensity for fighting, which indeed, with such means at his disposal, and such people to deal with as the Japanese were ignorantly presumed to be, was deemed inevitable by most people, though, as our pages show, not by every one.

ペリーはどちらかという好戦的だと思われており、実際、彼の手中にあった武力と、(我々が=訳者) 無知だったためにそう思われていた日本人のような交渉相手とを考えれば交戦は避けられないと、本紙が示すように、全てではないものの、多くの人が考えていた。

註) 「どうしようもない連中だと勝手に思い込まれていた日本人のような国民を相手にしては」
というのが such people to deal with as the Japanese were ignorantly presumed to be に
対する『外国新聞』43頁の訳。

⑤ 1855.3.31 (安政2.2.14)

A. missions immediately established, that is, before European or Christian Governments acquire any strong diplomatic hold, will serve to prove to the Japanese mind that Christian missions stand apart from the governmental relations of the countries from whence they originate, going on their errand on spiritual authority, and looking only to realize spiritual successes.

教区が直ちに成立し、西欧キリスト教国の政府の外交上の影響力の確立に先んじれば、それは日本人の心に、キリスト教は政府間の外交関係とは根本的に別個のもので、宗教的權威のもとにやって来たのであって、宗教的成功を実現する事以外は眼中に無いのだということを実証するのに役立つであろう。

B. Japan is not so much the enemy of the Christian as of the foreigner, and this fact once well understood, will give an interest in commercial minds to progress of missions as of first and preliminary importance.

日本は、外国人の敵であるほどにはキリスト教徒の敵でない。そしてかつては理解され

ていたこの事実は、商人達にも布教活動の発展が（対日交易の＝訳者）最初の予備的なものとして重要だという関心を起こさせるだろう。

註) 『外国新聞』65～66頁は、this fact 以下を、「この事実がひとたび理解されれば、商業界は、まず最初の準備的な重要性をもつものとして伝道の発展に関心を向けるだろう。」と訳すが、この訳は once が条件あるいは時を表す副詞節内か、接続詞として用いられている場合に多くなされる訳で、ここでは上記のように訳すほうが自然ではないかと考える。

⑥ 1856.12.26 (安政3.11.29) 《1856.9.4/10.4 (安政3.8.6/9.6)》

A. All, and more than all that has been said and written of Japanese espionage, suspicious and jealousy, is true.

日本人のスパイ活動や、疑い深さ、嫉妬深さについて書かれ、言われて来たことは、すべて本当で、むしろそれ以上である。

B. Yet their bearing towards us was uniformly polite and gentlemanly, and at no time was offence given by the Japanese personally.

しかしながら、我々に対する日本人たちの態度は一様に丁寧かつ紳士的で、個人的には日本人から侮辱を受けたことはない。

C. The Japanese are a people for superior to any of the Asiatic nations, and must be dealt with accordingly.

日本人は、アジアのどの国民よりもはるかに優れていて、それ相応に扱われるべき国民である。

⑦ 1858.1.1 (安政4.11.17) 《1857.10.29 (安政4.9.12)》

On the whole, our relations with Japan may be considered to be in a most satisfactory condition. The good results of the American expedition are becoming continually more apparent;

全体として、我々の日本との関係は大いに満足できる状態にあると見なされており、アメリカの日本遠征がもたらした好結果は、引き続きどんどん顕著になって来ている。

⑧ 1858.11.18 (安政5.10.13) 《1858.8.3 (安政5.6.24)》

The single article granting religious toleration alone is a vast triumph. But it is a triumph which must be carefully received. Japan is not yet ready for the modern missionary; nor must it be lost sight of that it was to the missionaries of 1600 that her long seclusion has been owing.

信教の自由を認めている1条項それだけを取っても、大勝利である。しかしこれは、注意深く受け止められなくてはならない勝利である。日本はいまだ近代的な布教を受け入れる状態に至っていない。また、日本の長い鎖国の原因は1600年代の宣教師たちにあるということも、見失ってはいけないのである。

第2章 桜田門外の変から四国艦隊下関砲撃事件まで

⑫ 1860.6.12 (万延1.4.23)

There is nothing in the relation which the Tycoon of Japan sustains to the governing classes of his Empire which should drive the disaffected of those classes to the starting and sanguinary expedient of street-murder as a measure of State policy (….) He is virtually as the old kings of France under their Maires du Palais.

日本の大君がその帝国の支配階級に対して維持している関係には、彼らのうちの不満分子を、国家の政策として、路上での殺人という驚くべき血なまぐさい間に合わせ策に駆り立てるようなものは何も無い。(中略) 彼(大君=訳者)は、実質的には宮宰の支配下にあった昔の仏国王のような傀儡なのだ。

⑬ 1860.6.16 (万延1.4.27)

A. The form of government of Japan resembles in no small degree the feudal system of mediaeval Europe.

日本政府の形態は、中世ヨーロッパの封建制に大変似ている。

註) 『外国新聞』147頁の「若干似ている」という訳は、本文が in small degree の場合の訳で、誤りだろう。

B. The sovereign power is lodged in a supreme ruler, but the greater part of the country is subject to vassal princes, who pay tribute or render military service to the lord paramount. Not only every institution, but nearly every office, is hereditary, descending from father to son.

主権は最高権力者に属しているものの、国家の大部分が封建家臣の支配下であり、その封建家臣は最高権力者に対して年貢を納めたり、軍役を尽くしたりする。制度のみではなく役職も世襲制で、父親から息子へと伝えられて行く。

⑭ 1860.7.10 (万延1.5.22)

We appear in the Isles of Japan, then, to be transported back to Europe in the sixteenth and seventeenth centuries, or still earlier, when feudal princes and noble lived, surrounded by armed retainers, raised their own levies and waged war on each other, or their suzerain, as passion or interest might suggest — chiefs who had settled their own feuds by a guet-apens for the assassination by their followers of an anxious rival —

日本にいと、我々は16、7世紀かそれよりもっと前のヨーロッパに戻ってしまったように感じる。その時代には封建諸侯や貴族達が武装した家来に囲まれて生活しており、彼らは税をつりあげ、感情や利害の赴くまま、互いに戦争をしたり、主君に対して戦争

を仕掛けたりしていた。——彼らはまさに、家臣達に自分の気に掛かるライバルたちを待ち伏せ、暗殺させて、自領を安定させていた——

⑮ 1861.2.12 (万延2.1.3) 《1860.11.26 (万延1.10.14)》

A. I think it must be acknowledged by all, that no one branch of the human race needs any aid from another to instruct it how to do mischief, and equally so that a Government does a very impolitic act when it places in the possession of another, which it may any day be brought into belligerent relations with, those means which would render the demands of justice far more difficult to obtain, and by the power which they carry with them encourage arrogance, create insolence, jeopardize the lives of her citizens —— choke the hearty and legitimate operations of commerce —— retard the march of Christianity and civilization, and hasten the time of war and bloodshed. Such an act has the Government of the United States perpetrated in sending to Japan the most improved instruments of modern warfare which made up a portion of the presents to the Tycoon of this country, and to cap the climax, of commissioning a man to remain and instruct his subjects in their use.

すべての人が認めることだと思うが、人類のどの民族も、他の民族から危害の加え方を教わる必要は無い。また同様に、ある政府が他国の政策に“あるもの”を与えるとき、もしその国がいつか交戦状態になるかもしれない国であれば、与える側の政府の行動は得策ではないということにも、異議は無いだろう。そういうことをすることは、その国が、正当な要求をますます得がたいものにし、その“あるもの”によって得た威力をもってますます尊大になり、傲慢になって、国民を生命の危機にさらし——つまり誠実で合法的な通商活動を阻み——、キリスト教化・文明化の歩みを妨害し、戦争と流血の時期を早めることを意味するのである。そんな愚かな行為が、アメリカ合衆国政府によってなされた。日本に“最新の近代兵器”を贈ったのである。この兵器は日本の大君へのプレゼントのひとつだったのだ。そしてさらに度を超して愚かなことに、合衆国政府は、使節団員の一人を後に残して、その兵器を彼らが見えるように指導するというのである。

B. It is well known to all who are acquired with the advance of the enterprise and civilization of the West among the nations of the East, that in no case have they yielded to even healthy and legitimate progress among them, without a struggle. That Japan should be an exception to this rule I for one see no reason to infer, from anything that I have yet learned of the character of the people and policy of its Government. What has been conceded thus far has been through fear; not one jot do I believe has yet been yielded uninfluenced by it, and every one knows, who has visited here any length of time, that did she feel herself sufficiently strong she would

expel every foreigner from her shores in less than three months, and close her gate upon all the world as securely as when Comondore Perry appeared on their shores five years ago. But in this matter her fate is sealed. She can never recede, and the progress of foreign enterprise and enlightenment will march steadily on in Japan, peacefully if she wills it, but if not, by force of arms even to compel her to secure what in the end will prove a blessing her race.

東洋諸国が、たとえ健全で合理的な進歩であっても抵抗せずに受け入れたことなど無いことは、西洋諸国の東洋諸国への事業と文明の進出についてよく知る者になら、十分理解されている。私個人としては、これまでに日本の国民性や政府の政策について学んだあらゆることから察するに、日本をこの慣例の例外とする理由はひとつも無い。これまでに日本から与えられた権益は恐怖に駆られて与えられたものであって、そうでない物は何ひとつ無いと私は信ずる。そして日本を、滞在期間の長さにかかわらず、訪れたことのある者ならだれでも知っていることだが、日本は国力に十分な自信がつけば、3カ月もたたないうちにすべての外国人を国内から一掃し、5年前にペリー提督が来航したときと同じように平和的に、全世界に対して門戸を閉ざそうとするだろう。しかし、この問題については日本の運命は定められている。日本はもう二度と後戻りすることはできない。日本における外国の事業と啓蒙の前進は、着実に進んで行かだろ。日本がそれを望めば平和裡に、日本が望まなければ武力を用いてそうされるだろうが、これは、最終的に日本国民にとって恩恵であることが証明されるだろうものの保持を強いるためなのだ。

註) close her gate upon all the world as securely as when Comondore Perry appeared on their shores five years ago 部分の『外国新聞』訳(224頁)は、「全世界に対して扉を固く閉ざし、ペリー提督がこの国に上陸した5年前の状態に逆戻りしようとするだろう。」である。拙訳との差異は、as securely asを「安全に」ととるか、「しっかりと」ととるかであるが、『外国新聞』のように後者の意味をとるなら、whenではなくbeforeが適切かと思う。また、前後関係から言っても、“日本は鎖国に戻るときも、開国時と同様、武力衝突を避けるつもりだろうが、そうは行かない”というのが、この特派員の言わんとする所であるように思う。

C. It is clear then that the bloodlessness of this contest between Christianity and Idolatry, enlightenment and semi-civilization, utter seclusion or liberal intercourse with the rest of the world, will be just in proportion as this country feels her weakness and inability to fight against its destiny.

キリスト教と偶像崇拜(非キリスト教徒という事だろう=訳者)、啓蒙主義の文明国家と半文明国家、外国との自由な交際と徹底的鎖国、この両者の間の対立における流血の

量は、この国（日本を指す＝訳者）が、自分の国は運命に逆らうにはあまりに弱く、無能であることを知れば知るほど、適切な量、つまり無血の状態に落ち着くだろう。

註) 『外国新聞』224頁では、semi-civilizationの語は「半人前の文明」とされている。この言葉については第2章第3節を参照されたい。

⑱ 1862.3.23 (文久2.2.23) 《1862.1.1 (文久1.12.2)》

In the first place, no preparations have been made in Yedo for the accommodation of foreign merchants, and if there had been, it is quite certain no one would, from choice, have gone to Yedo for the purpose of doing business, as they would be daily and hourly in danger of assassination. This too, it is now believed most confidently, would have occurred without the Japanese Government having power to prevent it. Trouble would have been sure to arise out of it between the treaty Powers and this Government, which would probably end in war.

まず、江戸では外国人商人に対処する準備が全くなされていない。そしてもし、準備がなされていたとしても、商業目的で、自ら好んで江戸へ行こうという者は一人としていなかったに違いない。なぜなら彼らは絶えず暗殺の危険にさらされるであろうからである。また、現在のところ、日本政府がそれを防ぐ力をもたない限り、暗殺事件は止まないだろうと確信されている。この問題は、間違いなく条約を結んでいる列強諸国と日本政府の間の問題から生じてきたものであり、おそらくは戦争という形に行き着くであろう。

㉓ 1864.1.20 (文久3.12.12) 《1863.11.1 (文久3.9.20)》

But Japan has hardly yet been admitted into the family of nations, and is not held so strictly accountable, at once, for her conduct in her intercourse with civilized countries. She is probably looked upon by the nations of the West as just in that condition of one who is neither a boy nor a man, and “has a great deal to learn.”

しかし日本はまだ国際社会の一員になることをほとんど認められておらず、文明諸国との交際における自国の振る舞いに、直ちに厳密に責任を負わされるようなことは無い。日本はおそらく欧米諸国から、ちょうど少年でも大人でもなく、学ぶべきことを多く抱えている状態にある国と見なされているのだ。

㉔ 1864.1.30 (文久3.12.22) 《1863.12.1 (文久3.10.21)》

- A. Experience must show all that know anything about Orientals that nothing is gained by conciliation. There is no truth in their diplomacy. The most absurd fabrications and child-like excuses are given for nonfulfillment of even the most solemn obligations.

東洋人について何らかのことを知っている人ならだれでも、その経験から懐柔策では何

も得られないということを知っているに違いない。彼らの外交に真実など何も無い。正式な条約の不履行の理由さえも、ばかばかしい作り事や子供じみた言い訳で済まされるのだ。

- B. The motives for this kind of vacillation and absurd child-like diplomacy, it is hard to divine.

この種の優柔不断や馬鹿げた、子供じみた外交の動機は察知し難い。

- ②⑥ 1864. 6. 3 (元治 1. 4. 29) 《1864. 4. 6 (元治 1. 3. 1)》

The Government of Japan appears to be limited monarchy, and the real rulers are aristocracy, whose titles are as old as those of the occupants of the thrones. It is not so difficult, therefore, to understand why it has taken affairs so long a time to become settled, with so many elements of power, and two almost distinct Imperial Courts, all more or less connected with the administration of affairs.

日本の政治体制は制限君主制であるように思われる。そして真の統治者層は貴族であって、彼らの称号は帝位保持者の称号同様古くから続いているのだ。それゆえに問題解決に極めて長い期間を要する理由も理解に難くない。権力の構成要素が多く、さらにほとんど真っ二つに分裂した宮廷があって、それらすべてが多少なりとも問題処理にかかわっているのである。

- ②⑦ 1864. 8. 20 (元治 1. 7. 19) 《1864. 5. 26 (元治 1. 4. 21)》

The Micado is looked upon as supreme by all classes, and the true source from which such great changes should emanate when made.

帝は全階級の人々から最高位にある人物だと見なされており、昨今のような大変革がなされるときには、その改革が発されるべき真の出発点なのだ。

- 註) 『外国新聞』335頁においては、「変革の出発点」ではなく「変化の真の原因」とされている。訳し方としては微妙な所であると思われるが、emanateの意味を重視すれば、causeより comeのほうが適切かと思う。

- ②⑧ 1864. 9. 5 (元治 1. 8. 5) 《1864. 6. 14 (元治 1. 5. 11)》

Again, we say, in dealing with semi-civilized and barbarous nations, might is right — and the civilized world should not be too scrupulous where bigotry, ignorance and superstition are the bases of stubborn exclusion.

再度言明するが、非常識な半文明国家を扱うにあたっては力こそ正義である。——そして文明世界は、頑固な偏見と無知、迷信に基づいて排他主義に固執するような場所において良心的であり過ぎてはならないのである。

- 註) semi-civilized and barbarous nations 部分の日本語訳は、『外国新聞』337頁では「半ば開化した野蛮な国民」となっている。ここでの barbarous と semi-civilized の意味については、

第2章第3節で検討しているので、参照されたい。

②9 1864.11.4 (元治1.10.5) 《1864.8.13 (元治1.7.12)》

It is the burning shame, and a great source of mortification to all Americans, that our Government can furnish nothing better for our protection and support of our flag, in the whole East, from Bherring's Strait to the Cape of Good Hope, than an old superannuated sailing vessel.

我々の政府が、ベーリング海峡から希望峰に至る極東全体に対して、我が国の国旗を守り、援助するために1隻の時代遅れの帆船しか配備できないとは、全アメリカ国民にとって激しい恥辱であり、大いに無念さをそそるものである。

第3章 条約勅許から戊辰戦争終結まで

③0 1866.1.28 (慶応1.12.12)

Nothing that they could possibly do would more surely consolidate our position with Japan. With the Mikado's ratification to the treaties the opposition of the Daimios must cease, and the doubts and fears of many of our own statesmen as to the entire legality of our claims against the Japanese must be at an end forever.

(この行動以外に＝訳者) 外国公使たちに実行し得ることで、日本との(関係における＝訳者) 我々の立場をより確実に強化することはないだろう。帝の条約に対する裁可が下れば、大名たちも反対をやめざるを得ないし、自分たちの対日要求が完全に合法的なのか、ということに対する我が国の政治家たちの疑いや恐れも、永遠に尽きることになるのだ。

③1 1866.2.9 (慶応1.12.24) 《1866.2.6 (慶応1.12.21)》

Mikado had ratified treaties entered into between the Tycoon and foreign Governments, admitting Japan into comity with other nations. All internal troubles caused by the presence of foreigners ceased at once, and even the quarrels between the Tycoon and Ohashir were rendered easy of settlement. The real power of Tycoon is now to be acknowledged throughout Japan. The following are the demands made: First, ratification of treaties by Mikado; second, the opening of Hiogo; third, the revision of tariff.

For three days and nights, amid the greatest excitement and preparations for war, and the movements of large bodies of troops, after the most earnest entreaties of Tycoon and his representatives, the Spiritual Emperor, the Mikado, yielded his consent.

帝は大君と外国政府の間のことを理解して、日本が諸外国と国交をむすぶことを認め、

条約を裁可した。外国人の存在によって引き起こされていたあらゆる日本国内の混乱は、すぐに止み、大君と Ohashir (人物の特定不能=訳者) の間の対立でさえ、解決 (あるいは和解=訳者) が容易になった。大君の真の力が今や日本中で認められているのである。以下が要求の内容である。まず帝の裁可、次に兵庫の開港、そして関税の改定の3点だ。

3日3晩、戦争を予測した興奮と準備の最高潮のなかで、また軍隊の大移動のなかで、大君とその代表団の誠意を尽くした懇願の結果、精神的皇帝こと帝は、渋々承諾したのである。

③ 1866.11.25 (慶応2.10.19) 《1866.8.31 (慶応2.7.22)》

A. They looked at us with great curiosity. I could see very plainly that the people were well disposed toward us,

彼らは好奇の目で我々を見つめた。私には非常にはっきりと、人々が我々に対して好意を抱いていることがわかった。

B. and if it were not for the dread of the feudatory chiefs, would very soon knock down that absurd system, (so ridiculous in the nineteenth century,) of Europeans being always obliged to have a guard of Yacans and spies following them wherever they go.

また、もし彼らの好意が封建君主たちに対する恐怖心から出ているものでないなら、この馬鹿げた制度 (封建制を指す=訳者) は間もなく打倒されるだろう。(この制度は19世紀においては、あまりに馬鹿げているのであって、) 欧米人がどこへ行くにも役人とスパイからなる警備の一団について来られるというのもこの制度のためなのである。

④ 1867.7.16 (慶応3.6.15)

The agreement with the Japanese Government, by which (...) the ports of Empire opened to foreign residents, is an instrument which marks the opening of a new commercial era. The provision of the agreement, (...) looking to the exclusive policy which has ruled for ages in Japan, are marvellously liberal.

(日本=訳者) 帝国の諸港を外国人居留者に開放した、日本政府とのこの協約は (中略)、商業新時代の開始を告げる文書である。協定に定められた規定は (中略)、長期間にわたって日本で維持されて来た鎖国政策を考慮すれば、不思議に思われるほど自由主義的である。

⑤ 1867.7.25 (慶応3.6.24)

A. in short, a treaty of trade and commerce of as liberal a character as the Governments concerned had any reason or right to expect, was established — as we had all hoped, upon a solid and substantial basis.

つまり、関係諸外国が求めていた道徳的事柄（あるいは人道的・分別のある事柄と言ったことか＝訳者）や権利をすべて含んだ自由主義的な貿易と商業に関する条約が成立した。——我々全員が望んでいたように、確固たる、実態のある基本の上にある。

- B. all appeared to give strength and conclusiveness to the conviction theretofore cherished, that the last barrier to the development of the trade of the Japanese Empire was about to be remove forever, and that a new era of commercial life and enlightenment for Japan, for the East, had certainly opened.

（協定内容の＝訳者）すべてが、これまで保留しておいた確信を、つまり日本帝国の貿易発展を妨げる最後の障壁が永久に取り除かれようとしてきている、日本にとって、いや極東全体にとっての商業と開化の新時代が確実に始まろうとしているという確信を、強固に、最終的なものにするように思われる。

- C. Of the strange combination of authority which makes up the Government of Japan, that alone which centres in the Tycoon or political head of the Government has been even outwardly friendly to the opening up to the country, or willing to be held amenable to the rule which regulate the intercourse of civilized communities. The Spiritual Emperor, so far as the secrets of Japanese diplomacy have yet been penetrated, steadily resisted (from the time of the treaty of 1858 down to the forcible display of the fleets in the Inland sea at the close of 1865) all demands made upon him for the ratification of the agreements entered into by his Temporal Deputy or Minister. And judging from the unfriendly attitude which nine-tenth of the Daimios, in their separate principalities, have always borne toward foreigners, the conjecture is fair that the Spiritual Head of the Empire got his chief inspiration from them.

日本政府を構成する奇妙な組み合わせのうち、大君、つまり政府の政治上の長を中心とする一派だけが、表面上かもしれないが開国を支持し、文明社会間の交流を規定する法に従う義務を負うことを喜んできた。精神的皇帝、彼はこれまで、日本の外交の神秘（あるいはなぞ＝訳者）だったのだが、いまだその実態は見抜かれておらず、（1858年の条約締結のときから、1865年末の日本内海での艦隊による武力行使まで）一貫して彼の俗世の代理人あるいは宰相が結んだ条約を裁可することを拒んできた。そして、それぞれの領国にある大名たちの10人に9人までが、外国人に対して常に非友好的な態度を示してきたことを考えれば、精神的皇帝がこれらの大名たちから、その行動の基盤となる示唆を受けているという推測は、公正であると言えるだろう。

③⑥ 1868. 3. 9（慶応4. 2. 16）《1868 1. 25（慶応4. 1. 1）》

- A. The events which have transpired in Japan since the opening of the Port of Hiogo,

and the City of Osaka, on the 1st of January, will form a most important chapter in the history of this nation. There is nothing more clearly foreshadowed than a complete change in the Government and national character of the inhabitants of this the last stronghold of feudality.

1月1日の兵庫開港・大阪開市以来日本で起こったことは、この国の歴史の中で最も重要な一章を形成するだろう。この封建制の最後の要塞である国民性と政府が完全に変化することよりもはっきりと予想されることなど何もない。

- B. The question which foreign trade and communication have brought out into the clear light of day brings the ancient and heaven-descended power of the Mikado and Tycoon, forming the anomalous, dual sovereignty of Japan, into a position of antagonism with the no less ancient and equally recognized supreme authority of the feudal Princes in their own dominions and over their own retainers.

外国との交易・交流が白日の下にさらしてきた問題点が、古代より天賦の帝と大君の権力、つまり日本の変則的な二重権力を、同じく古くから、また（帝や大君と＝訳者）等しく認められてきた、封建諸侯たちの、自領における家臣に対する至上の権力との敵対関係に陥らせている。

- ③⑦ 1868. 4. 22 (慶応 4. 3. 30) 《1868. 3. 7 (慶応 4. 2. 14)》

In the ancient history of Japan we find that this office of Tycoon, though originally nothing more than a military office, has by successive encroachments through the course of the centuries left nothing of the power of the titular sovereign but the name, while it has itself become, both in name and fact, unquestioned royalty.

日本の古代史をひもといてみると、大君の政府は、その起源においては単なる軍事機構でしかなかったのだが、数世紀にわたって続けた侵食が成功し、正当な君主にはその肩書以外に何も残さず、大君政府自体は名実ともに紛れもない皇帝となった。

- ③⑧ 1868. 5. 1 (慶応 4. 4. 9)

as the Mikado is considered a God by the common people, all their sympathies would be against the Tycoon.

帝は一般の人々によって神であると考えられているので、（大君が帝に抵抗すれば＝訳者）すべての人々は帝に共感して大君に敵意を抱くだろう。

- ③⑨ 1868. 7. 16 (慶応 4. 5. 27) 《1868. 6. 1 (慶応 4. 閏 4. 11)》

Japan is now completely open to foreign commerce, and as a matter of course, to foreign influences, and will no doubt soon be open to Christianity. It is the most beautiful and attractive country I ever saw. The climate is temperate, the atmosphere bracing and the soil productive. All that it needs is a free government and a

pure religious faith.

今や日本は完全に外国との交易に門戸を開いている。当然のこととして外国からの諸影響にも門戸を開いているし、疑い無くキリスト教に対してもまもなくそうなるだろう。この国はわたしが今までに見た中で最も美しく、魅力的な国である。気候は温暖で、空気はすがすがしく、土壌も肥えている。(今=訳者) この国が必要としているものは、自由な政府と純粋な信仰心だけである。

④① 1868.9.1 (慶応4.7.15) 《1868.7.26 (慶応4.6.7)》

The Japanese themselves begin to see the absurdity of having two rulers — an Emperor with limited authority, and a de facto vassal holding the reins of government. The one, at best, a mere puppet in the hands of the other. The trouble can result but in one way — the establishment of a firm and liberal form of government, and the complete overthrow of the antiquated feudal system, which, like those bodies preserved in a vacuum, has remained intact until the breath of modern civilization crumbles it to dust.

日本人自身が二人の君主を持つことの不条理に気がつき始めている。その二人とは、限られた権力をもつ皇帝と、封建家臣でありながら政權を握っている事実上の君主なのだが、一方はせいぜい他方の手中にある傀儡に過ぎない。(現在起こっている=訳者) 混乱は、ただひとつの方法に困ってのみ解決され得る。(その方法とは=訳者) 確固たる自由主義的な政府を打ち立てて、時代遅れの封建制を完全に捨て去ってしまうことだ。その制度は、近代文明の息吹に粉々に打ち砕かれるまでは、真空の状態では保存されている物体の様に、完全な形で生き残ってきたのである。

④② 1869.1.17 (明治1.12.5) 《1868.11.27 (明治1.10.14)》

Ten years ago this man, or boy, was considered a god, and his very existence doubted. That he should thus publicly pass on the high road, before both the Japanese and foreigners, marks the extent of the revolution now progressing.

10年前なら、この人物は、と言うより少年はと言うべきなのかもしれないが、神であると考えられていて、存在そのものさえ疑われていた。彼がこのように日本人・外国人双方の目の前で、公道を、公然と、通り過ぎて行くというのは、そのこと自体、日本国内の革命拡大が進んでいることを示すものである。

④③ 1869.1.18 (明治1.12.6)

A. The latest arrival from Japan brings us two very gratifying items of intelligence — the restoration of peace, and the removal of the imperial capital to Yeddo. Both are of special interest to us, as we are more concerned than any other nation in the commerce of those islands, and near enough for the moves occasioned by their

earthquakes to reach our shores in sixteen hours.

日本からの最新情報は、平和回復・江戸遷都という2つの非常に喜ばしいニュースをもたらした。双方ともに、我々アメリカ人にとっては特に興味深いものである。なぜなら我々は、この島国との交易においては他の国々よりも利害関係が深く、16時間以内に日本で起こった地震の振動が我々の国の海岸部に届くほど近いからである。

- B. This was happily concluded by signature of articles of peace on the 6th November; and the final adjustment, with the particulars of which we are not yet acquainted, seems to have been characterized by a spirit of humanity quite unusual among Oriental nations. The vanquished chief was not put to death, but assigned a small principality and sent into comparative retirement — treated, in fact, rather better than we have treated Mr. Jefferson Davis. And his followers, instead of being butchered, as was once the fashion, have been allowed to follow their master to his new estates.

幸いにもこの戦争（戊辰戦争を指す＝訳者）は、11月6日の和平調印で終結した。最終調整の詳細については我々にはまだよくわからないが、東洋諸国においては特筆すべき、人道的精神にのっとってなされたようである。敗北した側の首領は死を免れ、小さな領地を割り当てられて、事実上隠遁生活を強いられることとなった。実際、彼は我々がジェファーソン・デーヴィスに対して行ったよりもよく扱われた。そして敗北側の家来たちは、かつてなされていたように虐殺される代わりに、主君の新領地へ随行することを許されたのである。

- C. the potentate who resided there was not the Emperor for all that. He wielded the power of the Empire; he was able to “bind his Princes at pleasure,” and to pledge the Government for the fulfilment of his obligations. Hence all the treaties ratified by the Tycoon are binding on the supreme authority, by whomsoever it may be exercised. Still he had an acknowledged superior, and when foreign nations learned the fact, — when they became aware, that in the interior of the islands there existed a more splendid Court than that of the Tycoon, and a more august Sovereign, they began to have some misgivings, lest their envoys had made their salāms to the wrong person, and to fear that things would not to be settled on a sure basis, until they could have access to the Mikado (….) Now, however, by a most remarkable turn in the wheel of fortune, the Tycoon has vanished from the arena, and the Mikado coming from the interior to the sea-cost has established his Court at Yeddo.

そうであっても（この文章の前に、これまでも江戸が実質的な首都の役割を果たし、外交交渉も江戸を中心に行われてきたことを述べている＝訳者）、そこ（江戸を指す＝訳

者)に住んでいた君主はいわゆる皇帝ではなかった。彼(大君を指す=訳者)は、帝国全体の権力を掌握し、“思いのままに諸侯を奉公させる”こともできたし、政府に責務遂行を誓わせることもできた。それゆえ大君が批准したすべての条約は、至高の権力の元に関係者全てを拘束するものである。それにもかかわらず、彼にはだれもが認める上位者がいたのだ。そして諸外国はこの事実を学んだとき、つまりこの島国の内陸には大君の宮廷よりも壮麗な宮殿があり、より権威のある君主がいるということに気づいたとき、自分たちの使節は間違った人物に敬意を表したのではないかと疑念を抱き始め、帝と直接会見しない限り、外交の確実な基礎は固まらないのではないかと恐れ始めた。(中略)しかしながら現在では運命の歯車が驚くべき回転を遂げ、大君は表舞台から姿を消し、帝が内海の地から太平洋岸に姿を現して、江戸に自分の政府を打ち立てたのである。

- D. This closes a long cycle in Japanese history, and offers a good opportunity for studying the nature of that mysterious duality in the Japanese Government which has proved a puzzle to outside spectators. Now that it exists no longer, we shall perhaps find it less difficult to comprehend.

このことで日本史上の長い時代が終幕を迎え、我々傍観者には難問であった日本政府の不可解な二重性の本質を理解する絶好の機会が提供される。もはやその二重性は存在せず、我々はこれまでよりは容易に理解できるだろう。

- E. The Siogoon or Tycoon and the Dairi or Mikado have always been known as the supreme rulers of the Japanese people — the one on the sea-board, the other in the interior, the former wielding the military power, and the later invested with the honors of a semi-divinity (…)

将軍又は大君、そして内裏又は帝は常に至高の君主として日本人の間で知られてきた。片方は海岸部、他方は内陸部にあつて、前者は軍事力を掌握し、後者が半ば神格化された権威を持っていた。(後略)

- F. In the absence of any distinct notion on the subject, the Western public hit on the blundering device of calling one of these potentates the spiritual, and the other the temporal Emperor. That one swayed the actual power, while the other was the object of special veneration, afforded a plausible ground for this distinction; but nothing could be farther from the truth.

この問題に関してはっきりとした概念がないために、欧米社会では二人の君主のうちの一方を精神的皇帝、他方を世俗的皇帝と呼ぶという失策(誤った解釈=訳者)を講じて来た。一方が実際の影響力を持っているのに対し、他方が特別な崇拜の対象となっていることがこの区別にもっともらしい根拠を与えたのであるが、これ程真実に遠い区別も

ないといってよい。

- G. The relation of the Siogoon to the Mikado was, indeed, something analogous to that of VICTOR EMMANUEL to the Pope — the Mikado being equally tenacious of his temporal sovereignty, and, as we have just seen, rather more successful in asserting it. But it is (….) in France, that we are to look for the exact analogue of the two-headed sovereignty of Japan.

将軍の帝に対する関係は実際、ヴィットリオ・エマヌエーレのローマ教皇に対する関係に似たところがあった。帝は俗世における権力にも（精神的權威に＝訳者）等しく執着しており、これまで見てきたように、どちらかというところに成功している。しかし、我々が日本の二重君主制の正確な相似形を求めることができるのは、（中略）フランスにおいてである。

- H. in 1185, GORITOMO, the Kubosama, or leader of the armies, succeeded in getting the upper hand of the Mikado, fixed his residence at Yeddo, and compelled the nobles to locate their families there as pledges of allegiance. But the old dynasty was too deeply seated in the respect of the people to admit of its subversion. Surrounding the titular Sovereign with empty state, like that of the Great Mogul under British rule in Delhi, he transmitted the sceptre to a line of successors that has lasted through more than sixteen hundred years.

Through all this time, the Tycoons have treated the Mikado with scrupulous ceremony; professing themselves vassals, paying an annual visit of homage to their nominal chief, and wearing with real or affected pride the titles and decorations bestowed by that powerless shadow of the ancient monarchy.

1185年、公方様あるいは全軍隊の指揮官だった頼朝が、帝よりも優位に立つことに成功し、居を江戸に定めて、貴族たちに忠誠の証しとして家族を江戸に住ませることを強制した。しかし古来の王朝はあまりに深く人々の尊敬対象として根を下ろしていたので、それを転覆させる余地はなかった。君主という肩書をデリーで英国支配下にあったムガル帝国の皇帝のように実権を伴わない状態にして、彼（ここでは江戸幕府の将軍を指すのだろう＝訳者）は1600年以上もの間続いている皇位継承者の家系に王位を伝えさせた。

この間ずっと、歴代の大君たちは自分たちを家来と称し、名ばかりの君主に毎年表敬訪問を行い、古来の王朝の実権を持たない權威によって与えられる肩書や勲章を、本心かどうかはわからないが自慢げに身につけて、帝を几帳面な礼儀を尽くして扱った。

- I. That shadow has now suddenly become a substance, and the vanishing quantity is integrated to its full value. The usurping vassal has fallen, and the Mikado enters on

a new career without a rival. He traces his pedigree back to SINMU, B.C. 660, and his dynasty is therefore, the oldest in the world (….) “Celestial Sovereign,” indicates that his authority rests on the religious veneration of his people, as a theocratic ruler; and to this fact it is due that it was not entirely extinguished even by a successful usurpation. The Siogoon or Tycoon, on the contrary, owed his power, as his name indicates, like the emperor of the Roman armies, to the acclaim of a victorious soldiery.

その影（天皇を指す＝訳者）は今や実体を持つようになり、消えつつあったその特質が十分に真価を持つものとして一本化される。王座を奪っていた家来は没落し、帝は無敵の状態で再出発するのである。彼はその血統を紀元前600年の神武まで遡るのであるから、彼の王朝は世界最古ということになる。（中略）“天上の君主”（天皇の英訳だろう＝訳者）という呼び名は、彼の権威が神政主義の皇帝のように人民の宗教的崇拝に基づいていることを示しており、大君が帝の権力を奪うのに成功したにもかかわらず完全には抹殺してしまえなかった理由はここにある。これに対して將軍あるいは大君の権力は、彼の肩書が示しているように、ローマ軍の指揮官同様、軍事的勝利に対する歓喜の声に支えられていた。

J. Now that the supreme power and the most exalted dignity are united in one person, and that person has fixed his abode at Yeddo, where he will come in contact with the civilization of Christendom, we may regard the present as the beginning of a new era for Japan.

(…) Supported by the countenance of foreign nations, he will be able to abridge the power of the feudal lords, and by wise statesmanship, to erect out of those disjointed principalities a powerful monarchy — the Britain of the North Pacific.

今や至高の権力と最も高貴な権威が一人の人物の中で一体となり、その人物が江戸に居を定めて、そこでキリスト教国の文明社会との交流を始めるのだから、我々は現時点を日本における新時代の幕開けであると捉えることができるだろう。

（中略）諸外国の支援を受けて、彼は（天皇を指す＝訳者）封建領主たちの権力を掌握し、優れた政治手腕を発揮して、これら割拠する分国を強力な君主国に、北太平洋のイギリスといわれるような国にまで築き上げるだろう。

④ 1869. 4 .21 (明治 2 . 3 .10)

The mercy of that has been evinced by the present Government in the hour of their victory toward their vanquished rivals must carry with it sense of admiration to those nations of the Western world who have attained their present political and commercial importance only after numerous revolutions, which have terminated in

so many instances but amid wholesale political murders and seas of noble blood. Japan may indeed point with pride to this epoch of her history as a nation, and raise her head with honor among her more civilized sisters.

現政府が、勝利の際に、敗者に対して示した寛大さは、現在の政治的・経済的地位を数多くの革命によってのみ成し遂げてきた欧米世界の国々の賞賛を呼ぶだろう。(なぜなら=訳者) 欧米諸国における革命は、多くの場合、大量の政治犯虐殺と貴い血の海の中で終結したからである。日本はまさに誇りを持って、国家としてその歴史的画期を強調することができるし、自国に比べてより文明化された家族(である欧米諸国=訳者)の中にあっても、自信を持って顔を上げていることが(胸を張っていることが=訳者)できるだろう。